

業務委託費総括表

(令和 6, 7, 8 年度共通)

(役務名) 茨戸水再生プラザほか 3 施設清掃業務

	円	(令和 6 年度)
(一金)	円	(令和 7, 8 年度)

業務量	各	6 月	(令和 6 年度)	12 月	(令和 7, 8 年度)
業務価格(月額)	通常清掃費	業務原価	直接業務費	直接人件費	直接物品費
			業務管理費		
		一般管理費等			
	その他 (諸経費込業務) (1)				
	その他 (諸経費込業務) (2)				

業務内訳書(茨戸水再生プラザほか3施設清掃業務 (R6. 10. 1～R9. 3. 31))

名 称	数 量	単位	単 価	金 額	備 考
1 通常清掃人件費					
清掃員A	1.5	人			
清掃員B	5.3	人			
清掃員C	5.1	人			
直接人件費(月額)					①
2 諸経費					
直接物品費					
率分	経費率	%			②=①×経費率
(直接業務費)					③=①+②
業務管理費 (A)	経費率	%			④=③×経費率
法定福利費の額 (B)	算入率	%			⑤=①×算入率
法定福利費を除く業務管理費 (A) - (B)					⑥=④-⑤
(業務原価)					⑦=③+④
一般管理費等	経費率	%			⑧=⑦×経費率
計					⑨=②+④+⑧
3 その他 (諸経費込業務)					
(1) 管財部長が別に定めるもの (単価提示業務)					
窓ガラス清掃費(低所・両面)	27.8	m ²			417.5 m ² × 2 回
小計 (月額)					⑩
(2) その他業務分≪ (1) 以外の業務 ≫					
床磨き清掃 普通床①	29.8	m ²			446.8 m ² × 2 回
床磨き清掃 普通床②	272.0	m ²			1,631.8 m ² × 5 回
床磨き清掃 帯電防止床①	159.9	m ²			2,398.5 m ² × 2 回
窓枠清掃費	22.3	m ²			334.0 m ² × 2 回
小計 (月額)					⑪
総 計					= ①+⑨+⑩+⑪
再 計					⑫ (千円未満切捨て)

清掃対象床面積表

別紙1

施設名:茨戸水再生プラザ

区分	施設名	清掃箇所	対 象 面 積 ㎡	日常清掃				定期清掃							窓ガラス清掃(1回/年)		
				日単位		週単位	週単位	月単位	樹脂ワックス (三層塗り)		帯電防止ワックス (三層塗り)		カーベ ット	剥離洗 浄	低所分	低所分	
				1回/日	0.5回/日	1回/週	0.5回/週	1回/3月	1回/年	2回/年	1回/年	2回/年	2回/年	1回/3年	ガラ ス片 面積	桧 片面積	
玄関ホール	1F	玄 関 及 ホ ー ル	54.7		54.7										25.0	20.0	
	1F	風 除 室	12.7		12.7										29.3	23.4	
事務室・会議室	1F	事 務 室	177.0		177.0						171.8					45.6	36.5
	〃	休 憩 室 (事 務 室)	8.0		8.0						8.0					10.6	8.5
	〃	休 憩 室 (操 作 室)	9.8		9.8						9.8					10.1	8.1
	〃	会 議 室	59.7		59.7						58.1						
	〃	事 務 室 2	69.3		69.3						67.4					15.7	12.6
	〃	更 衣 ・ 休 憩 室	33.4		33.4						27.9					3.6	2.9
	〃	更 衣 ・ 休 憩 室 あ が り 場	15.2		15.2												
	〃	休 憩 室	30.0		30.0											9.8	7.8
	〃	操 作 室	289.1								289.1					56.1	44.9
	〃	ロ ッ カ ー 室 2	81.2		81.2						78.6					0.4	0.3
	〃	洗 濯 ・ 乾 燥 室	33.8		33.8						32.7					6.3	5.0
	〃	休 憩 室 2	24.8		24.8												
	〃	ロ ッ カ ー 室	13.7		13.7						12.3					1.1	0.9
	〃	休 憩 室 あ が り 場	5.2		5.2						5.0						
	〃	資 料 室	32.0													32.0	25.6
	〃	小 会 議 室	41.8		41.8						38.9					9.3	7.4
		B1F	水 質 試 験 室	145.7			145.7				145.7					0.5	0.4
		〃	地 下 書 庫	79.4			79.4				79.4						
フリーアクセス フロア	1F	雨 水 滞 水 池 電 気 室	308.4								308.4						
	2F	汚 泥 処 理 棟 電 気 室	119.2								119.2						
	2F	汚 泥 処 理 棟 電 気 室 1	403.6								403.6						
	2F	汚 泥 処 理 棟 電 気 室 2	192.0								192.0						
	1F	脱 臭 機 棟 電 気 室	110.2								110.2						
廊下・エレベ ーターホール	B1F	廊 下 (地 下)	124.0			124.0				117.3					10.5	8.4	
	1F	廊 下	98.5		98.5					93.4							
	〃	廊 下 (更 衣 ・ 休 憩 室)	11.3		11.3					10.0					11.1	8.9	
	〃	歩 廊 連 絡 通 路	196.0							196.0					13.0	10.4	
便所・洗面所	B1F	ト イ レ 及 洗 面 所	12.0		12.0												
	1F	ト イ レ 及 洗 面 所	22.4	22.4													
	〃	手 洗 場	7.7	7.7						7.1							
湯沸室	1F	給 湯 室	5.0	5.0													
階段	-	階 段 A	30.0		30.0					25.3							
	-	階 段 B	22.9		22.9					19.6							
	-	屋 上 階 段	36.1				36.1			31.6							
	-	特 高 室 階 段	23.7				23.7			20.3					0.6	0.5	
更衣室・乾燥室	1F	男 子 更 衣 室	74.8		74.8					70.7					5.9	4.7	
	〃	女 子 更 衣 室	11.5		11.5					1.5							
	〃	シャ ワ ー 室 脱 衣 ス ペ ース	27.2		27.2					14.3							
浴室・シャワ ールーム・脱衣 室	B1F	浴 室	32.0	32.0													
	1F	シャ ワ ー 室 シャワースペース	8.8	8.8													
	1F	女 子 更 衣 室 シャワースペース	1.6	1.6													
小 計			3095.4	77.5	958.5	349.1	59.8	0.0	0.0	1631.8	1133.4	0.0	0.0	0.0	296.5	237.2	

施設名:茨戸水再生プラザ・屋上トイレ

区分	施設名	清掃箇所	対 象 面 積 ㎡	日常清掃				定期清掃						
				日単位		週単位	週単位	月単位	樹脂ワックス (三層塗り)	帯電防止ワックス (三層塗り)	カーベ ット	剥離洗 浄	低所分 ガラス 片面積	低所分 桧 片面積
				1回/日	0.5回/日	1回/週	1回/週	1回/3月	1回/年	2回/年	1回/年	2回/年	2回/年	1回/3年
便所・洗面所	建物外部	便 所 及 洗 面 所	19.5		19.5									
小 計			19.5	0.0	19.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

※ 屋上トイレ清掃は、4月～11月まで実施(履行期間中449日を見込む)。

施設名:茨戸中部中継ポンプ場

区分	施設名	清掃箇所	対 象 面 積 ㎡	日常清掃				定期清掃							窓ガラス清掃(1回/年)	
				日単位		週単位	週単位	月単位	樹脂ワックス (三層塗り)	帯電防止ワックス (三層塗り)	カーベ ット	剥離洗 浄	低所分 ガラス 片面積	低所分 桧 片面積		
				1回/日	0.5回/日	1回/週	1回/週	1回/3月	1回/年	2回/年	1回/年	2回/年	2回/年	1回/3年		
玄関ホール	1F	風 除 室 及 び 玄 関	8.4					8.4							10.6	8.5
事務室・会議室	2F	休 憩 室	10.4					10.4	1.0						2.9	2.3
	"	操 作 室	50.4						50.4						8.8	7.0
フリーアクセス フロア	1F	電 気 室	346.9							346.9					8.1	6.5
	2F	コントロールセン タ	201.6							201.6					7.4	5.9
廊下・エレベ ーターホール	2F	廊 下	20.5					20.5	17.9						1.1	0.9
便所・洗面所	1F	別 館 1F トイレ	10.5					10.5								
	2F	ト イ レ	9.5					9.5	7.9						0.6	0.5
湯沸室	2F	給 湯 室	5.5					5.5	3.7							
階段	2F	階 段	15.5					15.5	12.7						0.4	0.3
小 計			679.2	0.0	0.0	0.0	0.0	80.3	93.6	0.0	548.5	0.0	0.0	0.0	39.9	31.9

施設名:茨戸東部中継ポンプ場

区分	施設名	清掃箇所	対 象 面 積 ㎡	日常清掃				定期清掃							窓ガラス清掃(1回/年)	
				日単位		週単位	週単位	月単位	樹脂ワックス (三層塗り)	帯電防止ワックス (三層塗り)	カーベ ット	剥離洗 浄	低所分 ガラス 片面積	低所分 桧 片面積		
				1回/日	0.5回/日	1回/週	1回/週	1回/3月	1回/年	2回/年	1回/年	2回/年	2回/年	1回/3年		
玄関ホール	1F	玄 関	13.8					13.8							15.6	12.5
事務室・会議室	1F	操 作 室	31.1						31.1						3.1	2.5
	"	仮 眠 室	19.8					19.8							2.3	1.8
フリーアクセス フロア	1F	コントローラー室	18.3							18.3					1.8	1.4
	"	コ ン ト ロ ー ル セ ン タ ー 室	136.9							136.9					6.6	5.3
	"	電 気 室 1 (受 配 電 室)	134.1							134.1					3.2	2.6
廊下・エレベ ーターホール	1F	廊 下	111.4					111.4	102.5							
便所・洗面所	1F	ト イ レ	6.5					6.5							0.1	0.1
湯沸室	1F	給 湯 室	3.9					3.9							0.1	0.1
階段	1F	階 段	2.3												2.3	1.8
小 計			478.1	0.0	0.0	0.0	0.0	155.4	133.6	0.0	289.3	0.0	0.0	0.0	35.1	28.1

施設名:東雁来雨水ポンプ場

区分	施設名	清掃箇所	対 象 面 積 ㎡	日常清掃				定期清掃							窓ガラス清掃(1回/年)	
				日単位		週単位	週単位	月単位	樹脂ワックス (三層塗り)		帯電防止ワックス (三層塗り)		カーベ ット	剥離洗浄	低所分	低所分
				1回/日	0.5回/日	1回/週	1回/週	1回/3月	1回/年	2回/年	1回/年	2回/年	2回/年	1回/3年	ガラス 片面積	枠 片面積
玄関ホール	1F	風 除 室	14.9					14.9							26.0	20.8
事務室・会議室	1F	操 作 室	68.9						68.9						12.9	10.3
	"	作 業 員 控 室	18.5					18.5							2.7	2.2
フリーアクセス フロア	1F	高 圧 電 気 室	216.1								216.1				3.3	2.6
	"	低 圧 電 気 室	211.2								211.2					
廊下・エレベ ーターホール	1F	廊 下	120.4					120.4	120.4							
便所・洗面所	1F	ト イ レ	21.5					21.5	21.5							
湯沸室	1F	給 湯 室	8.8					8.8	8.8							
階段	1F	階 段 室 1	1.1												1.1	0.9
小 計			681.4	0.0	0.0	0.0	0.0	184.1	219.6	0.0	427.3	0.0	0.0	0.0	46.0	36.8
合 計			4,953.6	77.5	978.0	349.1	59.8	419.8	446.8	1,631.8	2,398.5	0.0	0.0	0.0	417.5	334.0

日常清掃作業内容（茨戸水再生プラザ・日単位）

別紙2-1

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模		作業回数 (回/日)
玄関ホール (玄関及びホール、風除室)	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	67.4	m ²	0.5
〃	床以外	フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、什器備品除塵、ごみ収集及び金属部分除塵	67.4	m ²	0.5
事務室・会議室 (事務室、休憩室(事務室)、休憩室(操作室)、会議室、事務室2、更衣・休憩室、休憩室、ロッカー室2、洗濯・乾燥室、休憩室2、資料室、ロッカー室、休憩室あがり場、小会議室、男子更衣室、女子更衣室、シャワー室脱衣スペース)	弾性床又は木製床	除塵及び部分水拭き	643.0	m ²	0.5
事務室・会議室 (休憩室、更衣・休憩室あがり場、女子更衣室、休憩室2)	繊維床又は畳	除塵(畳の作業方法は繊維床に準じる)	73.4	m ²	0.5
事務室・会議室 (事務室、休憩室(事務室)、休憩室(操作室)、会議室、事務室2、更衣・休憩室、更衣・休憩室あがり場、休憩室、ロッカー室2、洗濯・乾燥室、休憩室2、資料室、ロッカー室、休憩室あがり場、小会議室、男子更衣室、女子更衣室、シャワー室脱衣スペース)	床以外	ごみ収集	716.4	m ²	0.5
廊下・エレベーターホール (1F、1F更衣・休憩室前廊下)	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	109.8	m ²	0.5
〃	床以外	ごみ収集	109.8	m ²	0.5
便所・洗面所 (B1Fトイレ及び洗面所)	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	12.0	m ²	0.5
〃	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、金属部分除塵、衛生消耗品補充及び汚物収集	12.0	m ²	0.5
便所・洗面所 (1Fトイレ及び洗面所、手洗場)	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	30.1	m ²	1
〃	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	30.1	m ²	1
湯沸室 (給湯室)	弾性床	除塵及び全面水拭き	5.0	m ²	1
〃	床以外	流し台洗浄及び厨芥収集	5.0	m ²	1
階段 (階段A、階段B)	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	52.9	m ²	0.5
〃	床以外	手すり拭き	52.9	m ²	0.5
浴室 (浴室、シャワー室シャワースペース、女子更衣室シャワースペース)	弾性床、硬質床又は木製床	洗浄又は除塵及び拭き	42.4	m ²	1
〃	床以外	壁・洗面台・鏡・椅子・洗面器・水栓・シャワー金具等拭き、ごみ収集、扉部分拭き、足拭きマット洗浄、脱衣箱・脱衣かご拭き、消耗品補充、排水口ごみ収集			
ごみ運搬処理	1回/日清掃箇所	ごみ運搬・分別・梱包	77.5	m ²	1
〃	0.5回/日清掃箇所	ごみ運搬・分別・梱包	905.6	m ²	0.5

※別紙2-1中、「作業回数(回/日)」欄に「0.5」とある作業は2日に1回の周期で行うものとする。

日常清掃作業内容（茨戸水再生プラザ・週単位）

別紙2-2

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模		作業回数 (回/週)
廊下・エレベーターホール (廊下 (地下))	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	124.0	m ²	1
〃	床以外	ごみ収集	124.0	m ²	1
事務室・会議室 (水質試験室・地下書庫)	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	225.1	m ²	1
〃	床以外	ごみ収集	225.1	m ²	1
階段 (屋上階段、特高室階段)	弾性床、硬質床又は木製床	除塵及び部分水拭き	59.8	m ²	0.5
〃	床以外	手すり拭き	59.8	m ²	0.5
ごみ運搬処理	1回/週清掃箇所	ごみ運搬・分別・梱包	349.1	m ²	1

※「作業回数（回/週）」欄に「0.5」とある作業は2週に1回の周期で行うものとする。

日常清掃作業内容（茨戸水再生プラザ・屋上トイレ）

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模		作業回数 (回/日)
便所及び洗面所	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	19.5	m ²	0.5
〃	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	19.5	m ²	0.5
ごみ運搬処理	0.5回/日清掃箇所	ごみ運搬・分別・梱包	19.5	m ²	0.5

※ 屋上トイレ清掃は、4月～11月まで実施(履行期間中368日を見込む)。

※「作業回数（回/日）」欄に「0.5」とある作業は業務対象期間中の2日に1回の周期で行うものとする。

定期清掃作業内容（茨戸水再生プラザ）

別紙3-1

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模		作業回数 (3年間)
事務室・会議室 (事務室、休憩室（事務室）、休憩室（操作室）、会議室、事務室2、更衣・休憩室、操作室、ロッカー室2、洗濯・乾燥室、資料室、ロッカー室、休憩室あがり場、小会議室、水質試験室、地下書庫、男子更衣室、女子更衣室、シャワー室脱衣スペース)	弾性床又は木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	1111.2	m ²	5
フリーアクセスフロア (雨水滞水池電気室、汚泥処理棟電気室、汚泥処理棟電気室1、汚泥処理棟電気室2、脱臭機棟電気室)	弾性床又は木製床	床洗浄・帯電防止ワックス加工（三層塗り）	1133.4	m ²	2
廊下・エレベーターホール (廊下（地下）、1F廊下、1F更衣・休憩室前廊下、歩廊連絡通路)	弾性床、硬質床又は木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	416.7	m ²	5
便所・洗面所 (手洗場)	弾性床又は硬質床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	7.1	m ²	5
階段 (階段A、階段B、屋上階段、特高室階段)	弾性床、硬質床又は木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	96.8	m ²	5
窓ガラス（低所）	仮設足場不要	洗浄（両面）	296.5	m ²	2
サッシ清掃	仮設足場不要	アルミ・ステンレス	237.2	m ²	2

※日常・定期清掃作業内容の「対象規模」欄に記載されている面積は、「建築保全業務積算要領 平成30年度版」第2編第4章に掲載されている歩掛り表の「単位」欄に係る面積を示している。ただし、「窓ガラス」については「片面の面積」、サッシについては「サッシ面積」を示している。

※年2回清掃を実施するものは7月及び1月、年1回実施するものは9月を目安に行う。
また、窓ガラス清掃は7月を目安に実施する。

定期清掃作業内容（茨戸中部中継ポンプ場）

別紙3-2

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模		作業回数 (3年間)
玄関ホール (風除室及び玄関)	弾性床、硬質床又は 木製床	除塵及び部分水拭き	8.4	m ²	10
〃	床以外	フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、什器備品除塵、ご み収集及び金属部分除塵	8.4	m ²	10
事務室・会議室 (休憩室)	弾性床又は木製床	除塵及び部分水拭き	3.4	m ²	10
〃	畳	除塵（作業方法は繊維床に準じる）	7.0	m ²	10
〃 (休憩室、操作室)	弾性床、硬質床又は 木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	51.4	m ²	2
〃 (休憩室)	床以外	ごみ収集	10.4	m ²	10
フリーアクセスフロア (電気室、コントロール センター)	弾性床又は木製床	床洗浄・帯電防止ワックス加工（三層塗り）	548.5	m ²	2
廊下・エレベーターホー ル（廊下）	弾性床、硬質床又は 木製床	除塵及び部分水拭き	20.5	m ²	10
〃	床以外	ごみ収集	20.5	m ²	10
〃	弾性床、硬質床又は 木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	17.9	m ²	2
便所・洗面所 (別館1Fトイレ、2Fトイ レ)	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	20.0	m ²	10
〃	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭 き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	20.0	m ²	10
便所・洗面所 (2Fトイレ)	弾性床又は硬質床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	7.9	m ²	2
湯沸室 (給湯室)	弾性床	除塵及び全面水拭き	5.5	m ²	10
〃	床以外	流し台洗浄及び厨芥収集	5.5	m ²	10
〃	弾性床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	3.7	m ²	2
階段	弾性床、硬質床又は 木製床	除塵及び部分水拭き	15.5	m ²	10
〃	床以外	手すり拭き	15.5	m ²	10
〃	弾性床、硬質床又は 木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	12.7	m ²	2
ごみ運搬処理		ごみ運搬・分別・梱包	64.8	m ²	10
窓ガラス	仮設足場不要	洗浄（両面）	39.9	m ²	2
サッシ清掃	仮設足場不要	アルミ・ステンレス	31.9	m ²	2

※日常・定期清掃作業内容の「対象規模」欄に記載されている面積は、「建築保全業務積算要領 平成30年度版」第2編第4章に掲載されている歩掛り表の「単位」欄に係る面積を示している。ただし、「窓ガラス」については「片面の面積」、サッシについては「サッシ面積」を示している。

※年4回清掃を実施するものは6月、9月、12月、3月、年1回実施するものは9月を目安に行う。
また、窓ガラス清掃は7月を目安に実施する。

定期清掃作業内容（茨戸東部中継ポンプ場）

別紙3-3

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模		作業回数 (3年間)
玄関ホール (玄関)	弾性床、硬質床又は 木製床	除塵及び部分水拭き	13.8	m ²	10
〃	床以外	フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、什器備品除塵、ご み収集及び金属部分除塵	13.8	m ²	10
事務室・会議室 (仮眠室)	畳	除塵（作業方法は繊維床に準じる）	19.8	m ²	10
〃	床以外	ごみ収集	19.8	m ²	10
〃 (操作室)	弾性床、硬質床又は 木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	31.1	m ²	2
フリーアクセスフロア (コントローラー室、コ ントロールセンター室、 電気室1（受配電室））	弾性床又は木製床	床洗浄・帯電防止ワックス加工（三層塗り）	289.3	m ²	2
廊下・エレベーターホー ル（廊下）	弾性床、硬質床又は 木製床	除塵及び部分水拭き	111.4	m ²	10
〃	床以外	ごみ収集	111.4	m ²	10
〃	弾性床、硬質床又は 木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	102.5	m ²	2
便所・洗面所 (トイレ)	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	6.5	m ²	10
〃	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭 き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	6.5	m ²	10
湯沸室 (給湯室)	弾性床	除塵及び全面水拭き	3.9	m ²	10
〃	床以外	流し台洗浄及び厨芥収集	3.9	m ²	10
ごみ運搬処理		ごみ運搬・分別・梱包	155.4	m ²	10
窓ガラス	仮設足場不要	洗浄（両面）	35.1	m ²	2
サッシ清掃	仮設足場不要	アルミ・ステンレス	28.1	m ²	2

※日常・定期清掃作業内容の「対象規模」欄に記載されている面積は、「建築保全業務積算要領 平成30年度版」第2編第4章に掲載されている歩掛り表の「単位」欄に係る面積を示している。ただし、「窓ガラス」については「片面の面積」、サッシについては「サッシ面積」を示している。

※年4回清掃を実施するものは6月、9月、12月、3月、年1回実施するものは9月を目安に行う。
また、窓ガラス清掃は7月を目安に実施する。

定期清掃作業内容（東雁来雨水ポンプ場）

別紙3-4

区 分	項 目	作 業 内 容	対象規模		作業回数 (3年間)
玄関ホール (風除室)	弾性床、硬質床又は 木製床	除塵及び部分水拭き	14.9	m ²	10
〃	床以外	フロアマット除塵、扉ガラス部分拭き、什器備品除塵、ご み収集及び金属部分除塵	14.9	m ²	10
事務室・会議室 (作業員控室)	繊維床	除塵	18.5	m ²	10
〃 (作業員控室)	床以外	ごみ収集	18.5	m ²	10
〃 (操作室)	弾性床又は木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	68.9	m ²	2
フリーアクセスフロア (高圧電気室、低圧電気 室)	弾性床又は木製床	床洗浄・帯電防止ワックス加工（三層塗り）	427.3	m ²	2
廊下・エレベーターホー ル (廊下)	弾性床、硬質床又は 木製床	除塵及び部分水拭き	120.4	m ²	10
〃	床以外	ごみ収集	120.4	m ²	10
〃	弾性床、硬質床又は 木製床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	120.4	m ²	2
便所・洗面所 (トイレ)	弾性床又は硬質床	除塵及び全面水拭き	21.5	m ²	10
〃	床以外	ごみ収集、扉・便所面台へだて部分拭き、洗面台・水栓拭 き、鏡拭き、衛生器具洗浄、衛生消耗品補充及び汚物収集	21.5	m ²	10
〃	弾性床又は硬質床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	21.5	m ²	2
湯沸室 (給湯室)	弾性床	除塵及び全面水拭き	8.8	m ²	10
〃	床以外	流し台洗浄及び厨芥収集	8.8	m ²	10
〃	弾性床	床洗浄・樹脂ワックス加工（三層塗り）	8.8	m ²	2
ごみ運搬処理		ごみ運搬・分別・梱包	184.1	m ²	10
窓ガラス	仮設足場不要	洗浄（両面）	46	m ²	2
サッシ清掃	仮設足場不要	アルミ・ステンレス	36.8	m ²	2

※日常・定期清掃作業内容の「対象規模」欄に記載されている面積は、「建築保全業務積算要領 平成30年度版」第2編第4章に掲載されている歩掛り表の「単位」欄に係る面積を示している。ただし、「窓ガラス」については「片面の面積」、サッシについては「サッシ面積」を示している。

※年4回清掃を実施するものは6月、9月、12月、3月、年1回実施するものは9月を目安に行う。
また、窓ガラス清掃は7月を目安に実施する。

湯呑茶碗洗浄業務内容

別紙4

作業内容	対象規模	回／日
茶碗洗浄作業にあたっては、下記の事項に従って業務を実施し、常に良好な衛生状態を保つよう十分注意すること。	30 個	1
(1) 作業に従事する者は、所定の制服を着用し、作業開始前に手を消毒しなければならない。		
(2) 各事務室等の茶碗等を回収し、適正洗剤で洗浄し、水洗いし、熱湯で消毒する。		
(3) 毎日、清潔維持のため、ラック、洗い桶、布巾、急須、茶こぼし、盆、茶がら入れ、ポット等を洗浄し、茶棚等の清掃を行う。		
(4) 洗浄終了後の茶碗等は、各事務室へ運搬し、翌日午前8時までには所定の場所に収納する。		
(5) 使用済の布巾は、2ヵ月ごとに全部を更新する。		
(6) 火気等を使用した場合は、ガスの元栓を閉め、火の取扱いには十分注意する。		
(7) その他、当該業務を実施するため、必要とする業務。		

茨戸水再生プラザほか3施設清掃業務仕様書

(令和6,7,8年度共通)

下水処理施設の清掃業務の実施にあたっては、契約書に基づくもののほか、この仕様書による。

1 清掃対象及び面積等

- | | | |
|----------|---------------------|----------------|
| (1) 所在地： | 石狩市花川東1000番地 | 茨戸水再生プラザ |
| | 札幌市北区篠路4条10丁目12番15号 | 茨戸中部中継ポンプ場（無人） |
| | 札幌市東区北丘珠6条4丁目1番1号 | 茨戸東部中継ポンプ場（無人） |
| | 札幌市東区東雁来12条4丁目1番1号 | 東雁来雨水ポンプ場（無人） |
- (2) 面積等：別紙1のとおり。
- (3) ごみ排出量：一般ごみ 145kg/月程度、資源化ごみ 43kg/月程度

2 留意事項

- (1) 業務の遂行に直接関係ない箇所に立ち入らないこと。
- (2) 清掃業務に使用する洗剤は、無リン洗剤を使用することとし、事前に委託者の承諾を受けるものとする。
- (3) 清掃用の材料、器具等は、すべて受託者の負担とし、補充用の衛生消耗品（石鹸、トイレットペーパー等）は、委託者が支給する。
- (4) 電気、水道又は温水等の使用にあたっては、極力節約につとめること。
- (5) 常に庁舎の清潔を維持するように、責任ある清掃を行うこと。
- (6) 委託期間中に、清掃範囲内の部屋配置が変更となることに伴って清掃範囲及び面積が多少変更される場合がある。その場合の清掃範囲及び清掃方法については、委託者の指示を仰ぐこと。

3 通常清掃

(1) 作業内容

別紙2-1、別紙2-2のとおり。

(2) 清掃回数及び作業時間帯

作業日は、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日、12月29日から1月3日までの年末年始期間（以下「土曜日等」とする。）を除く日数とする。

ただし、委託者の指示があるとき、又はやむを得ない理由があるときは土曜日等にも作業を行うものとし、この場合、委託者と協議のうえ、他の作業日と振り替えるものとする。

作業時間帯は原則として、職員の執務時間帯とする。

なお、2週間に5回の清掃箇所は隔日を原則として月水金火木のパターンで実施する。

(3) 安全対策

受託者は、作業の実施にあたって、委託者の職員、従業員又は、第三者に対する事故防止に十分な配慮をするとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。

4 床磨き清掃

(1) 作業内容

別紙 3-1、3-2、3-3、3-4 のほか、以下に示すとおり。

①弾性床材

床洗浄・・・適正洗剤を用いて汚れを完全に除去する。

作業後、水拭きを十分に行う。

樹脂ワックス仕上げ・・・樹脂ワックスを用いて、3回以上重ね塗布する。フリーアクセス床には、帯電防止用ワックスを使用する。

(2) 清掃回数及び作業時間帯

①清掃回数は、別紙 1 のとおりとする。時期は、委託者の指示に従うこと。

②作業時間帯は、原則として職員の執務時間内とする。

(3) 安全対策

①受託者は、作業の実施にあたって、委託者の職員、従業員又は第三者に対する事故防止に十分な配慮をするとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。

②作業中は、立ち入り禁止などの表示をすること。

③電気室等、危険な箇所での作業にあたっては、必ず担当職員の立会及び指示を受けること。

5 窓ガラス清掃

(1) 作業内容

別紙 3-1、3-2、3-3、3-4 のほか、以下に示すとおり。

①窓ガラス清掃は、ガラス内外面のほこり等の汚れを洗剤で除去し磨きあげる。

②窓枠の清掃は、窓枠内外面のほこり等の汚れを洗剤で除去し磨きあげる。

③その他、上記①～②に付帯する業務

(2) 清掃回数及び作業時間帯

①清掃回数は、年 1 回とする。

②作業の実施は、原則として職員の執務時間内とする。

③なお、土曜日等の執務時間外に作業を行う場合は、必ず事前に委託者の許可を受けること。

(3) 安全対策

- ①受託者は、作業の実施にあたって、委託者の職員、従業員又は、第三者に対する事故防止に十分な配慮をするとともに、事故に対する一切の責任を負うこと。
- ②電気室等、危険な箇所での作業にあたっては、必ず担当職員の立会及び指示を受けること。

6 湯呑茶碗洗浄

(1) 作業内容

別紙 4 のとおり。

(2) 清掃回数及び作業時間帯

作業日は、土曜日等を除く日数とする。

洗浄後の湯呑茶碗等は、翌日午前 8 時 00 分までに所定の場所に収納する。

7 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

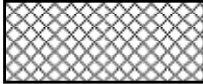
- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

茨戸水再生プラザほか3施設清掃業務 清掃図面

1. 通常清掃

(1) 週5回清掃	赤色箇所	
(2) 2週5回清掃	青色箇所	
(3) 週1回清掃	黄色箇所	
(4) 2週1回清掃	紫箇所	
(5) 3月1回清掃	緑箇所	

2. 床磨き清掃

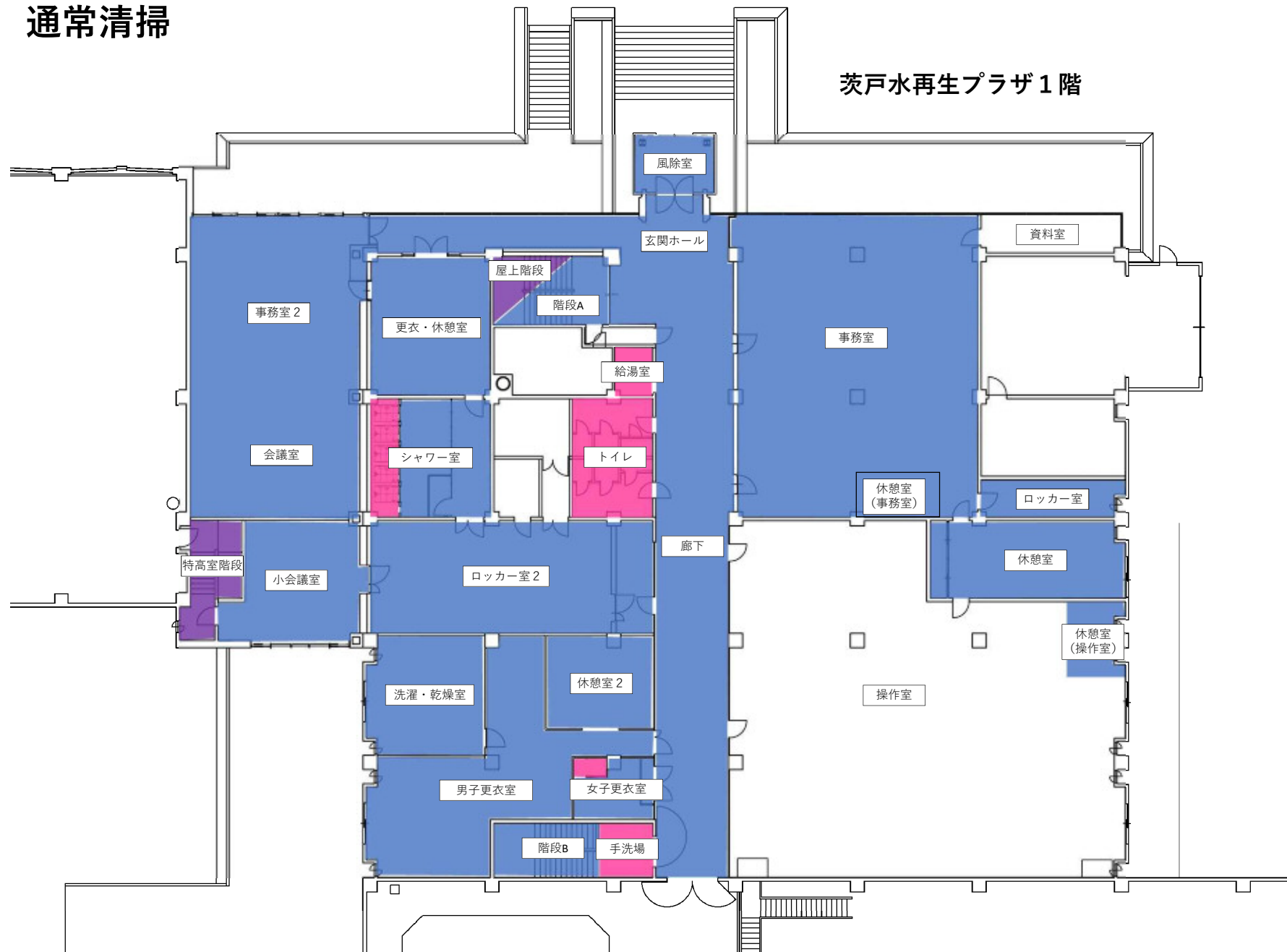
(1) 年2回	斜線部分	
(2) 年1回	網掛部分	

3. 窓ガラス清掃

(1) ガラス清掃（窓枠清掃）	赤色箇所	
-----------------	------	---

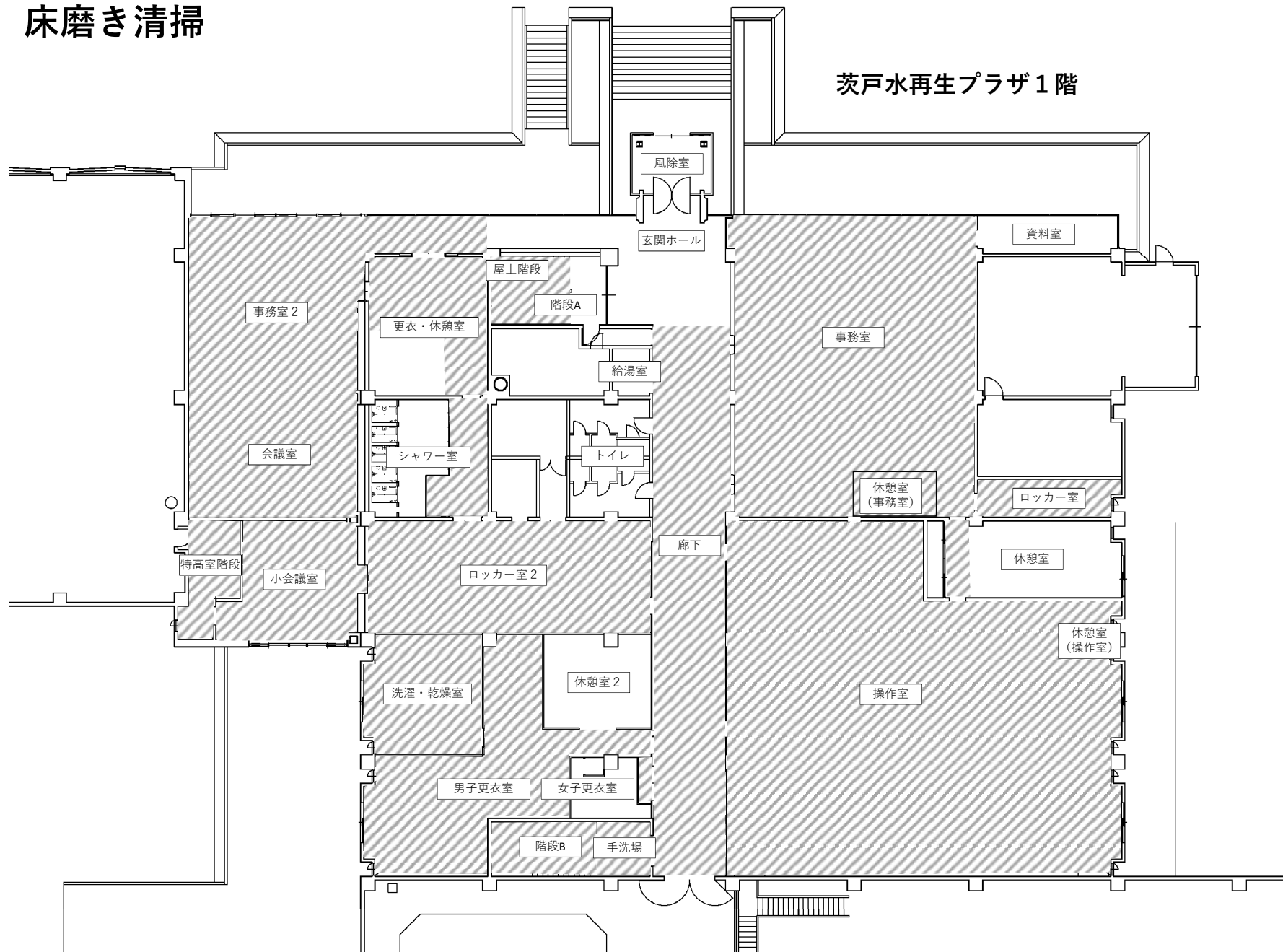
通常清掃

茨戸水再生プラザ 1 階



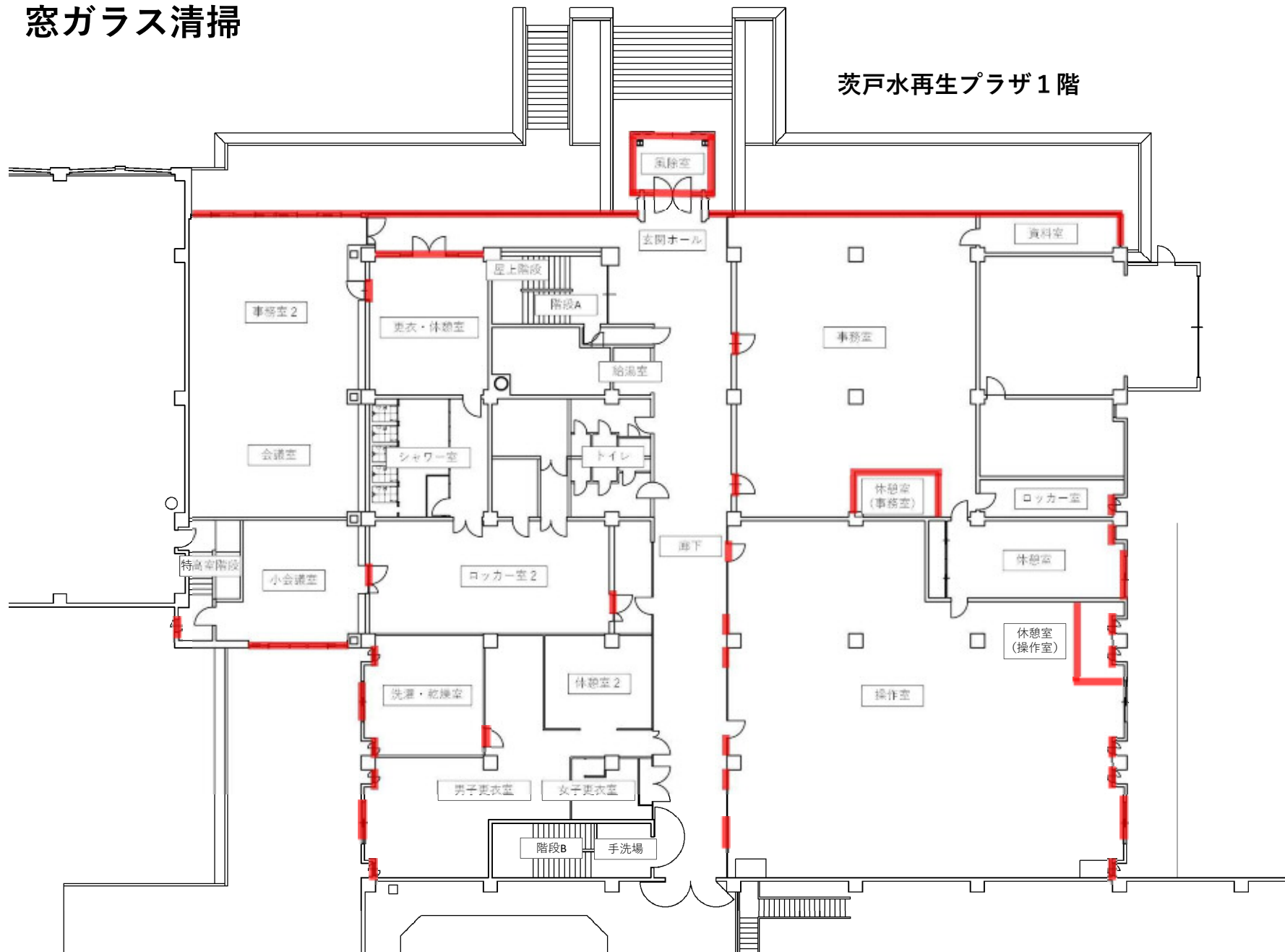
床磨き清掃

茨戸水再生プラザ 1 階



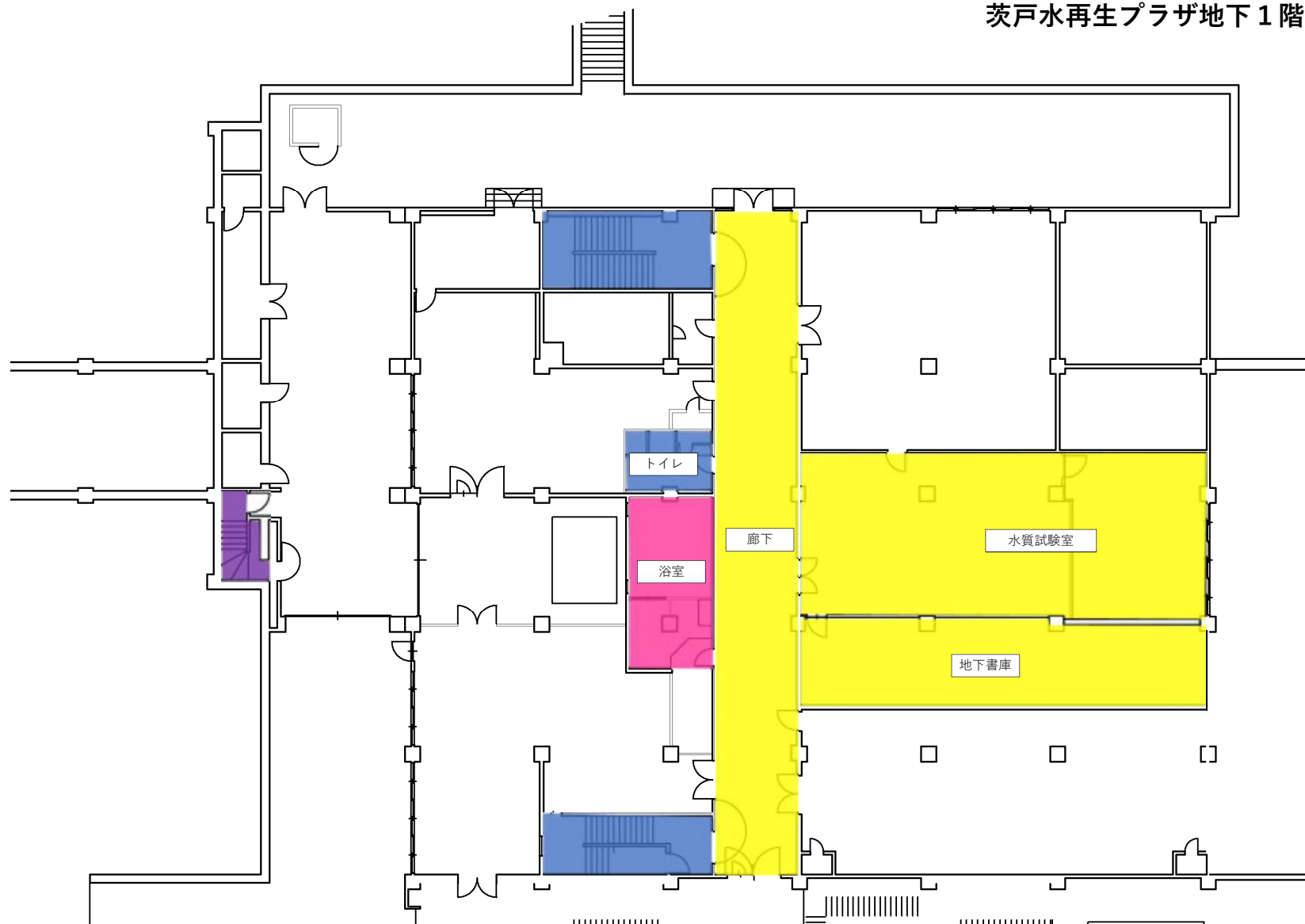
窓ガラス清掃

茨戸水再生プラザ1階



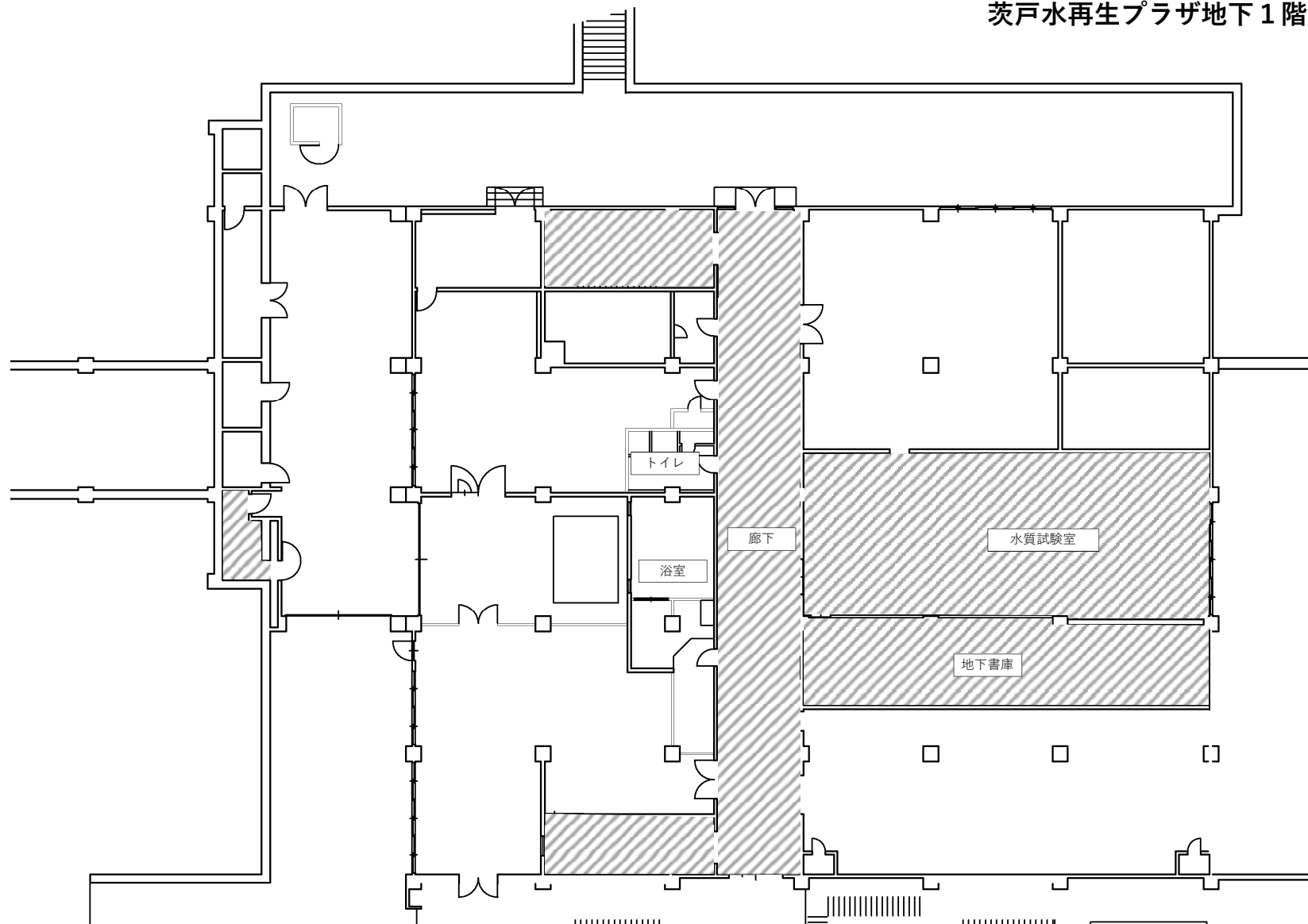
通常清掃

茨戸水再生プラザ地下1階



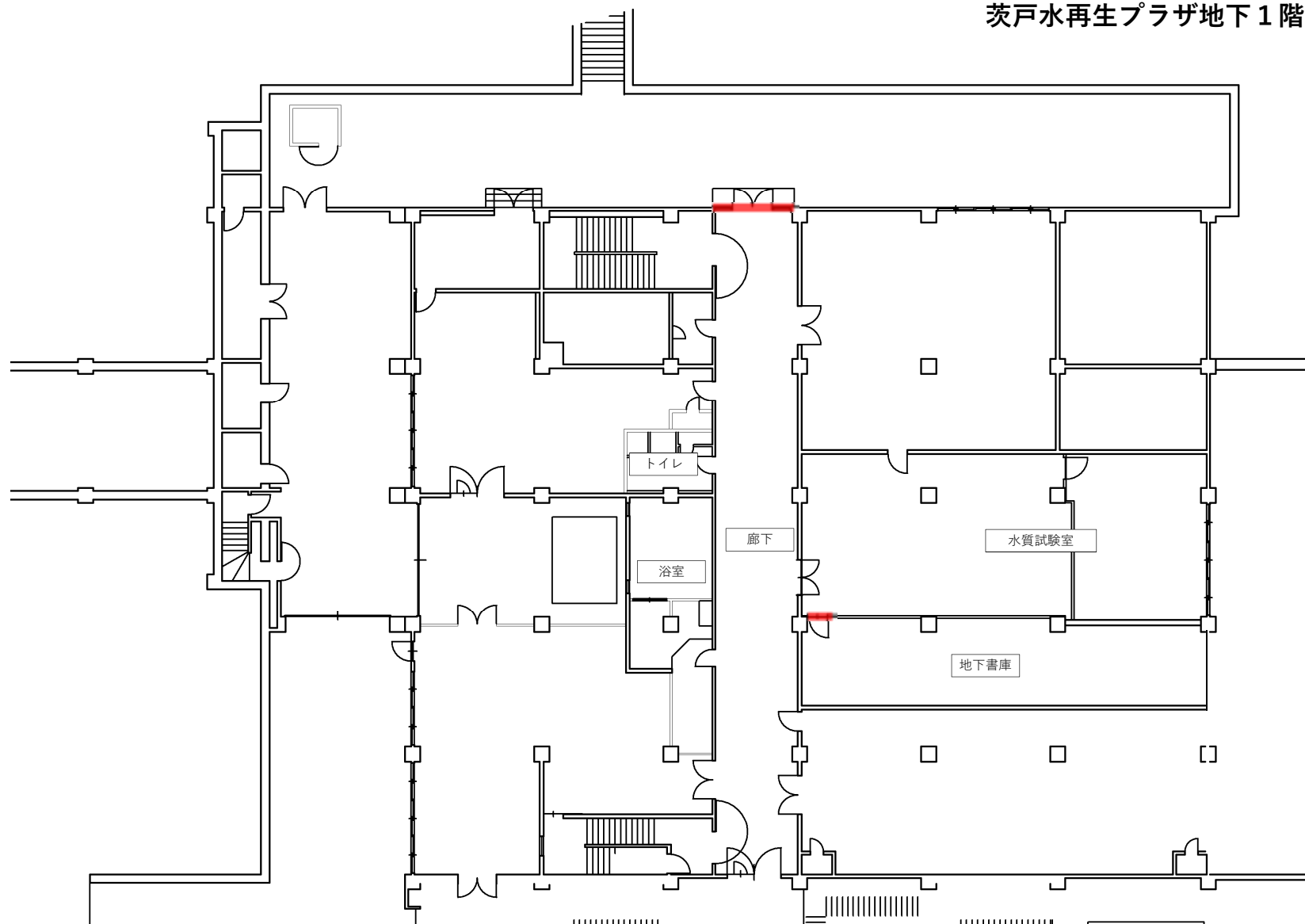
床磨き清掃

茨戸水再生プラザ地下1階



窓ガラス清掃

茨戸水再生プラザ地下1階



通常清掃

S = 1 / 2 0 0 茨戸水再生プラザ 本館屋上階段

本館

屋上

空調機室ファンルーム

水槽室

屋上

屋上

屋上

屋上

屋上

+9270

+9270

+9270

+9270

+9750

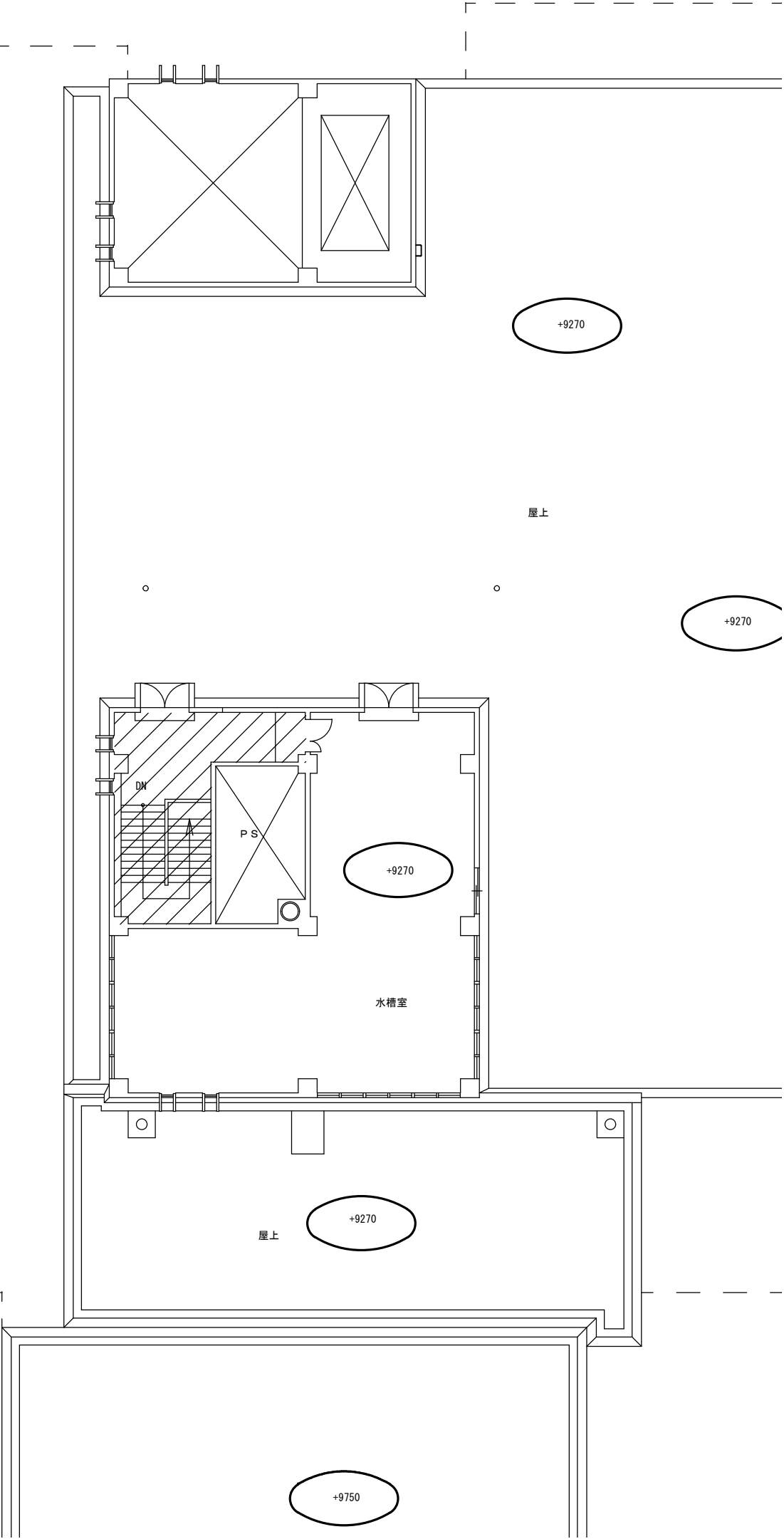
+9000

+7900

+9960

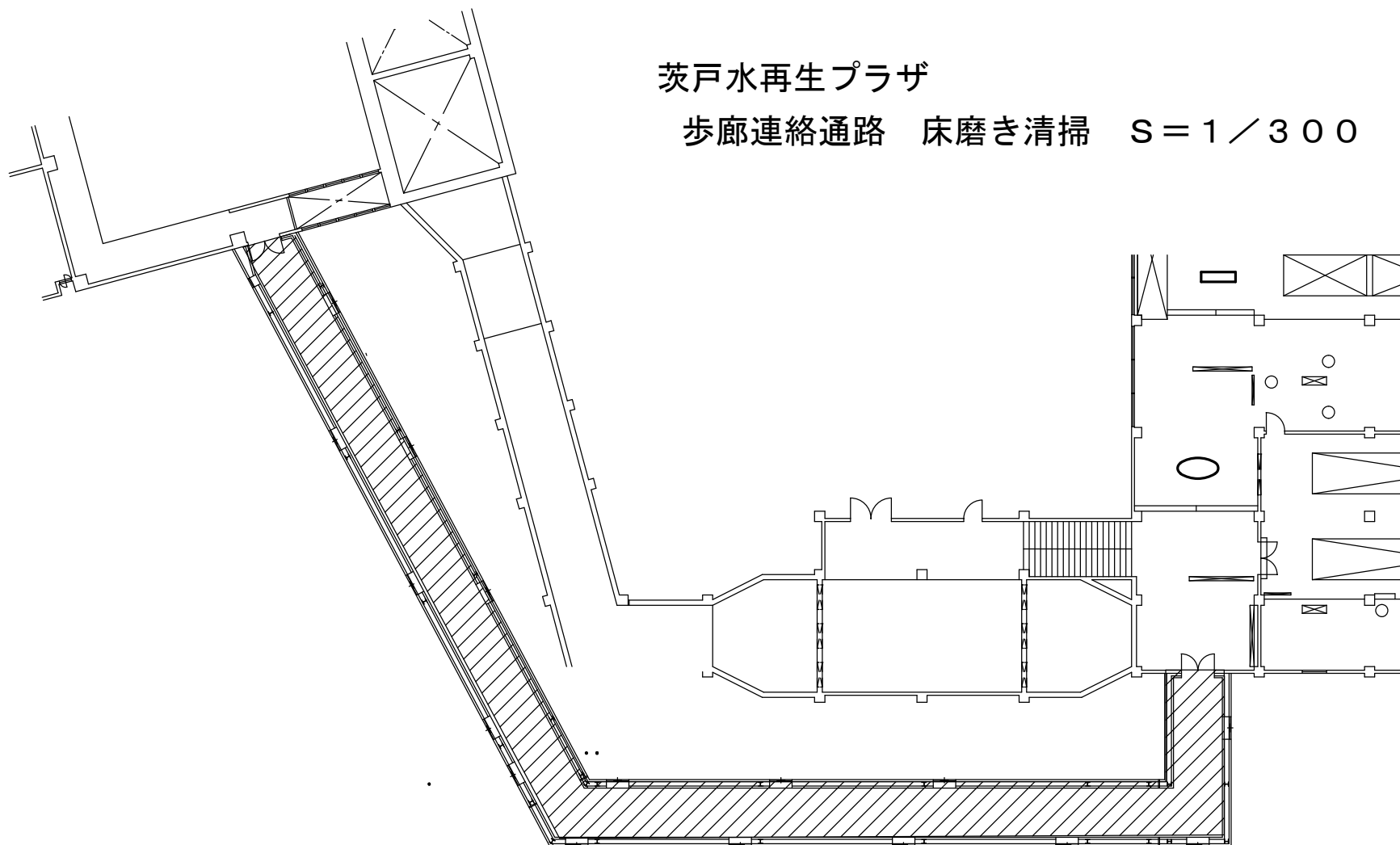
床磨き清掃 S=1/200 茨戸水再生プラザ本館屋上階段

空調機室ファンルーム



茨戸水再生プラザ

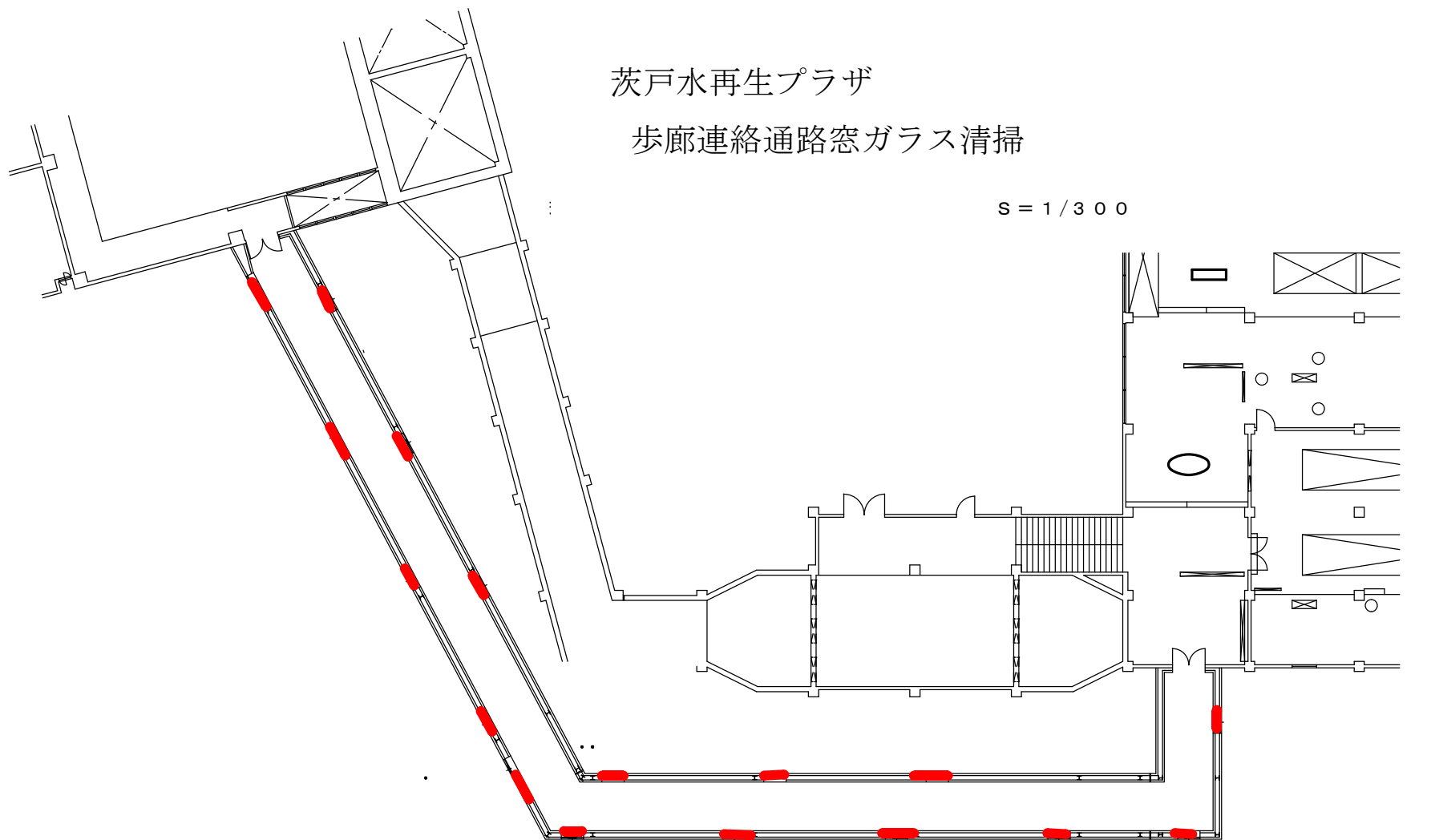
歩廊連絡通路 床磨き清掃 S = 1 / 3 0 0



茨戸水再生プラザ

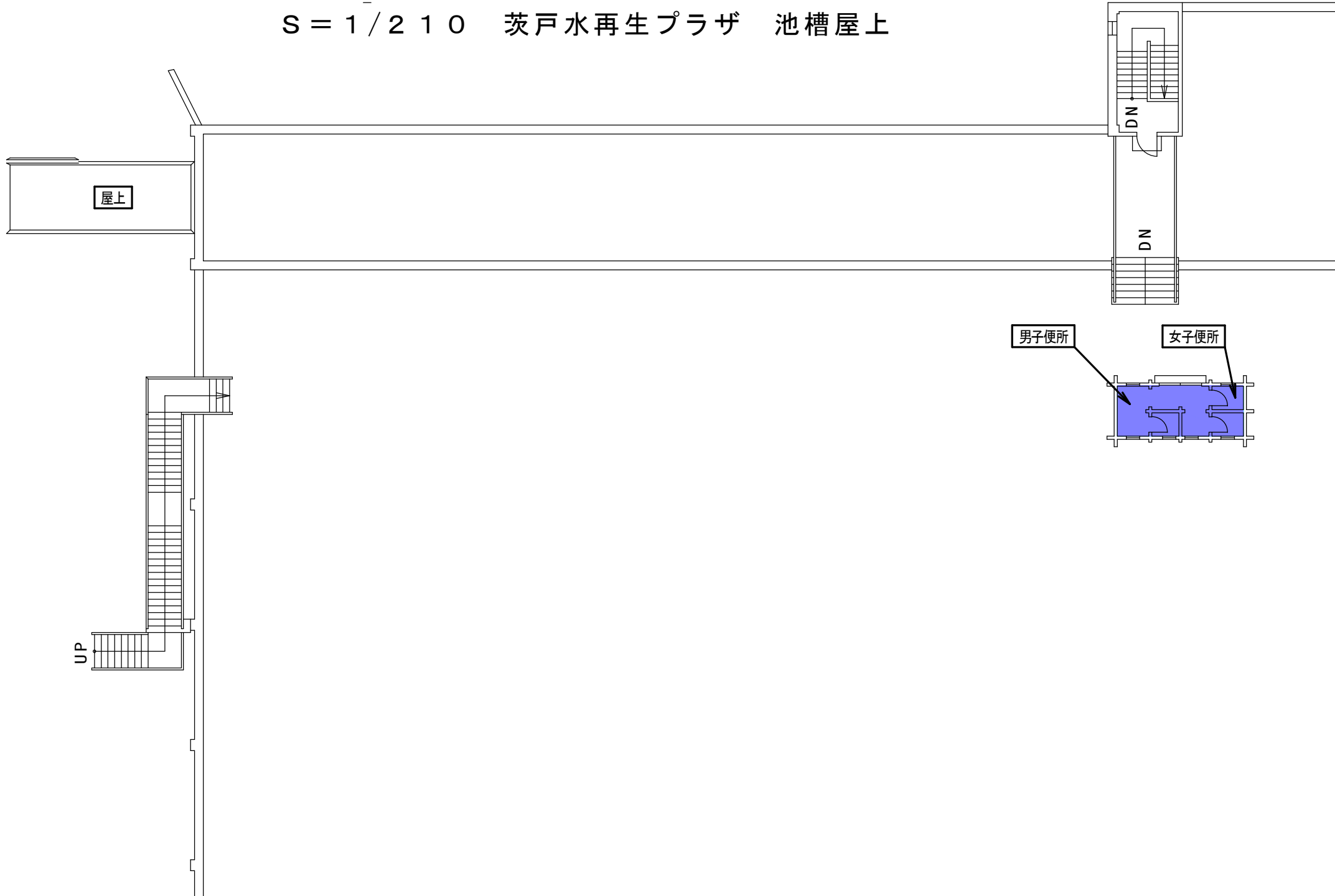
歩廊連絡通路窓ガラス清掃

S = 1 / 3 0 0



通常清掃（夏期のみ）

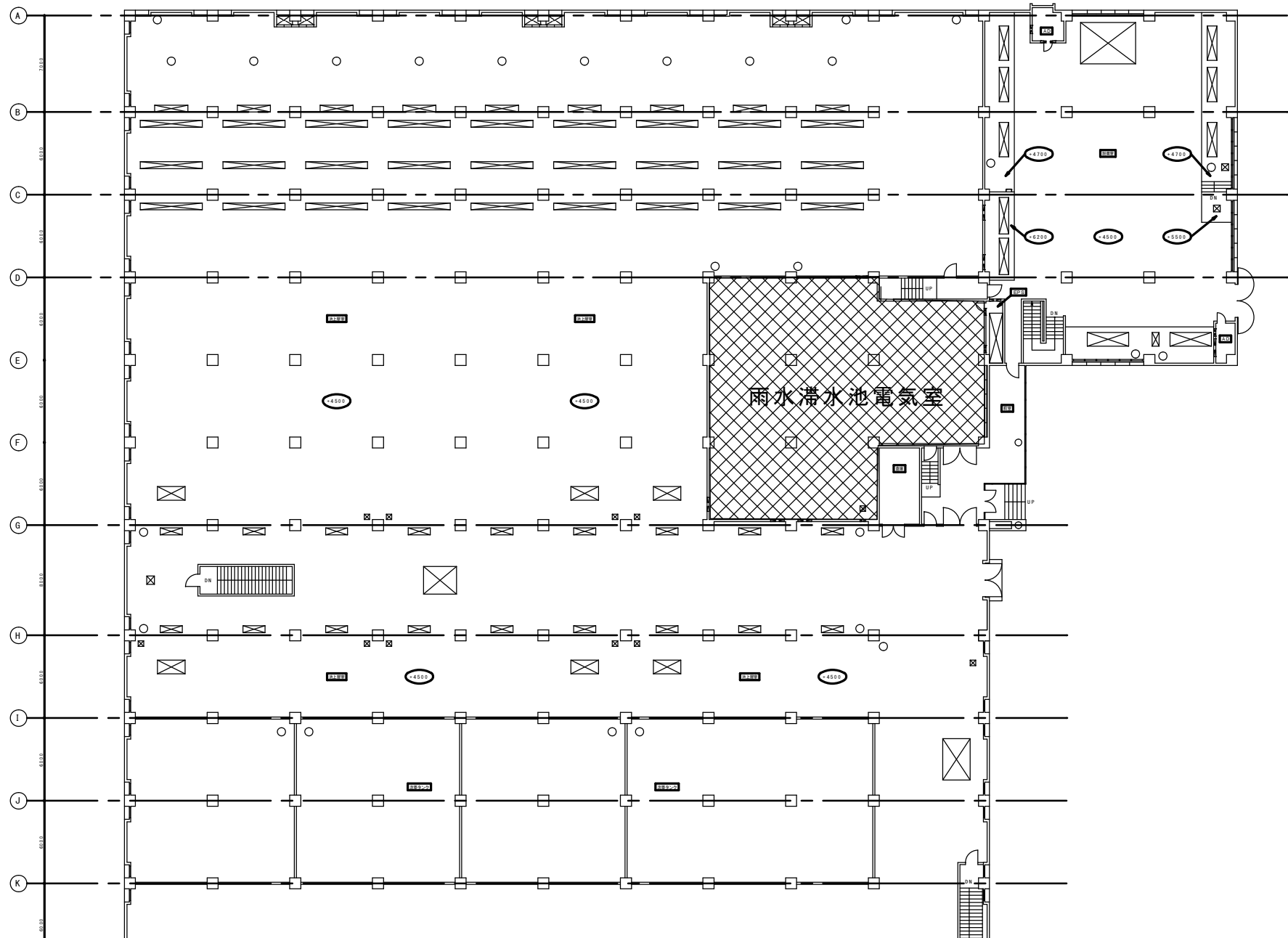
S = 1 / 2 1 0 茨戸水再生プラザ 池槽屋上

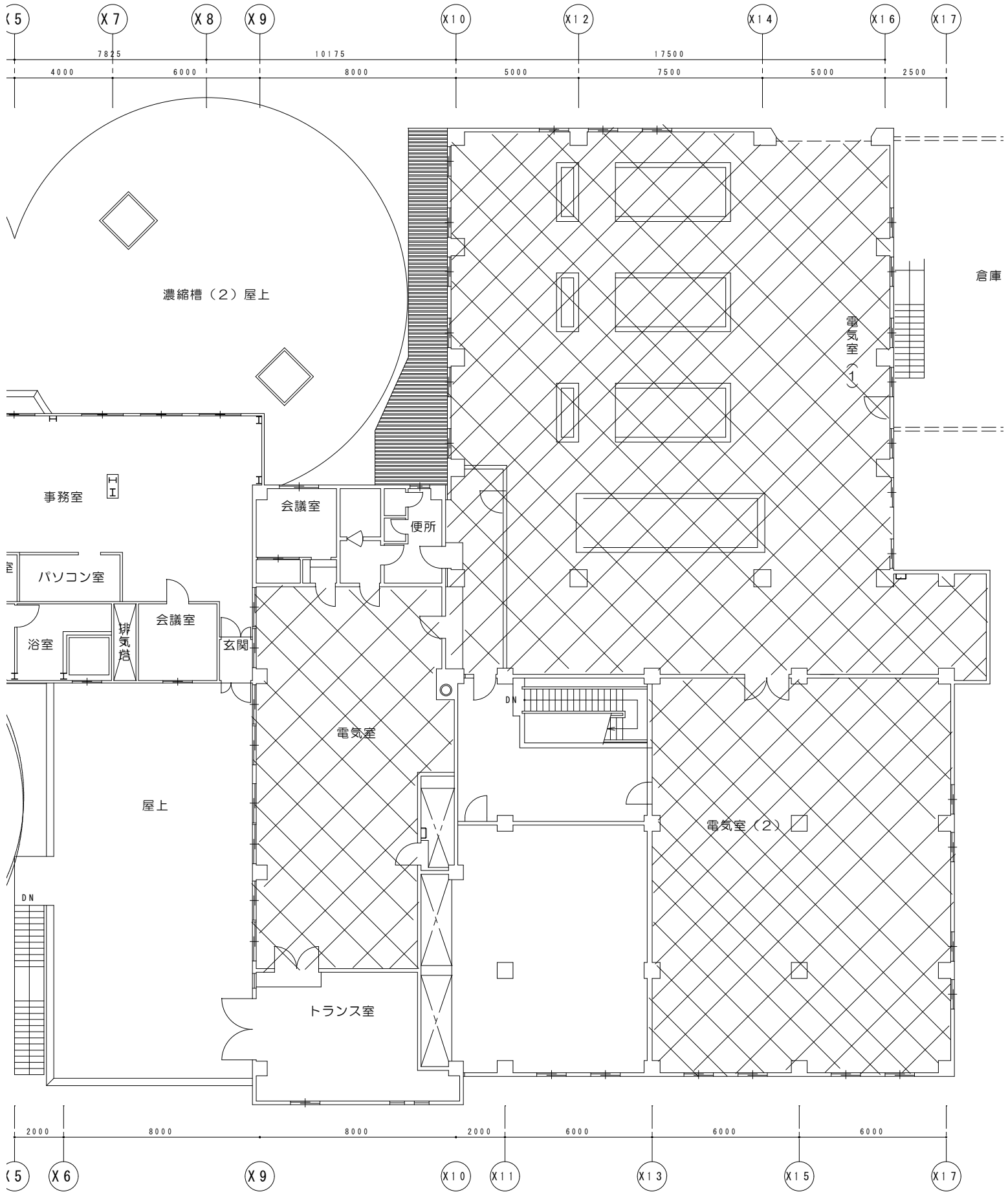


床磨き清掃

雨水滯水池電気室

S = 1 / 4 0 0

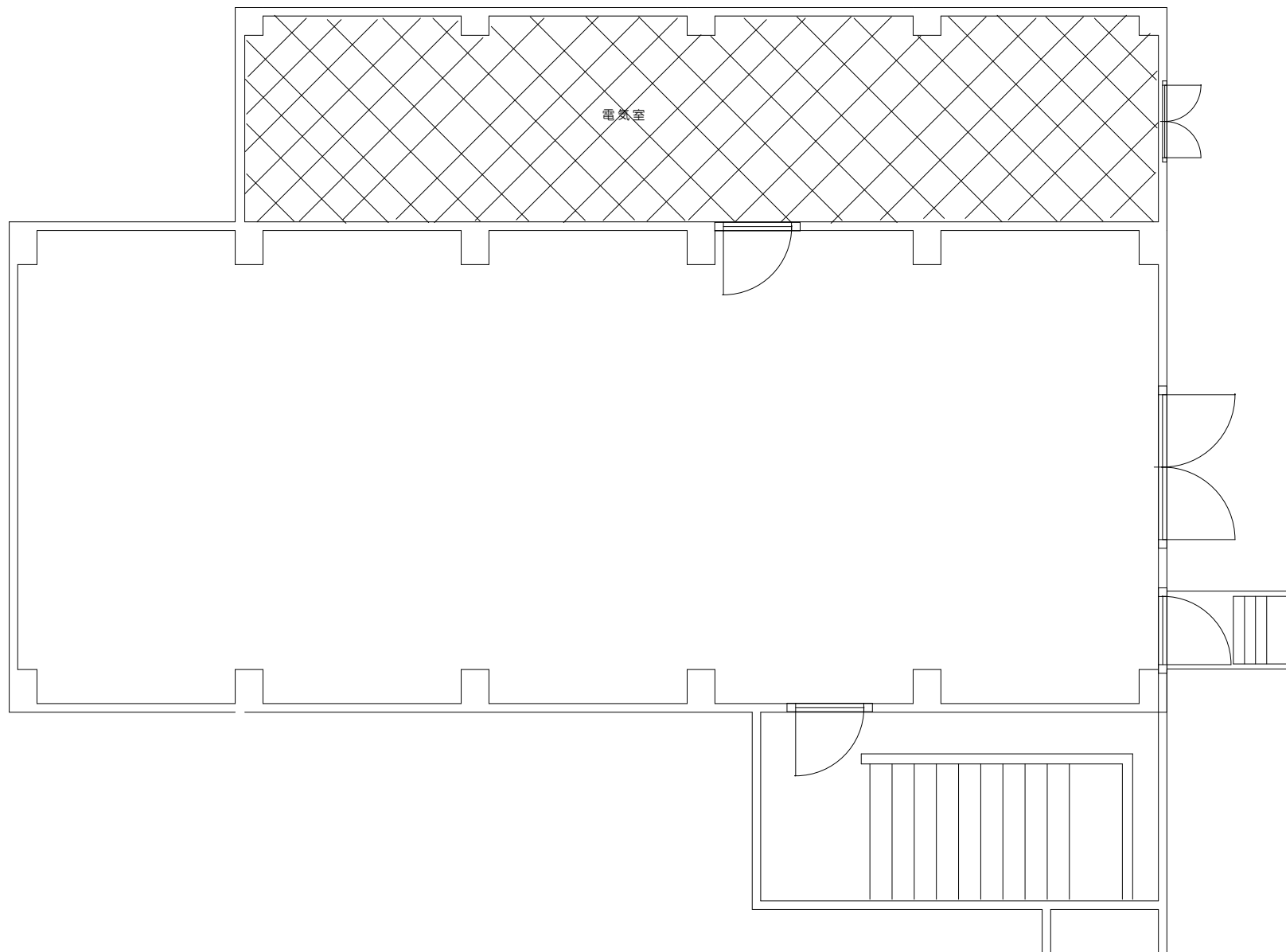




床磨き清掃 茨戸水再生プラザ汚泥処理棟 2F

札幌市下水道局工事					
工事名		茨戸水処理			
図面名		汚泥処理棟			
課長	主幹	係長	技術室	設計主任	

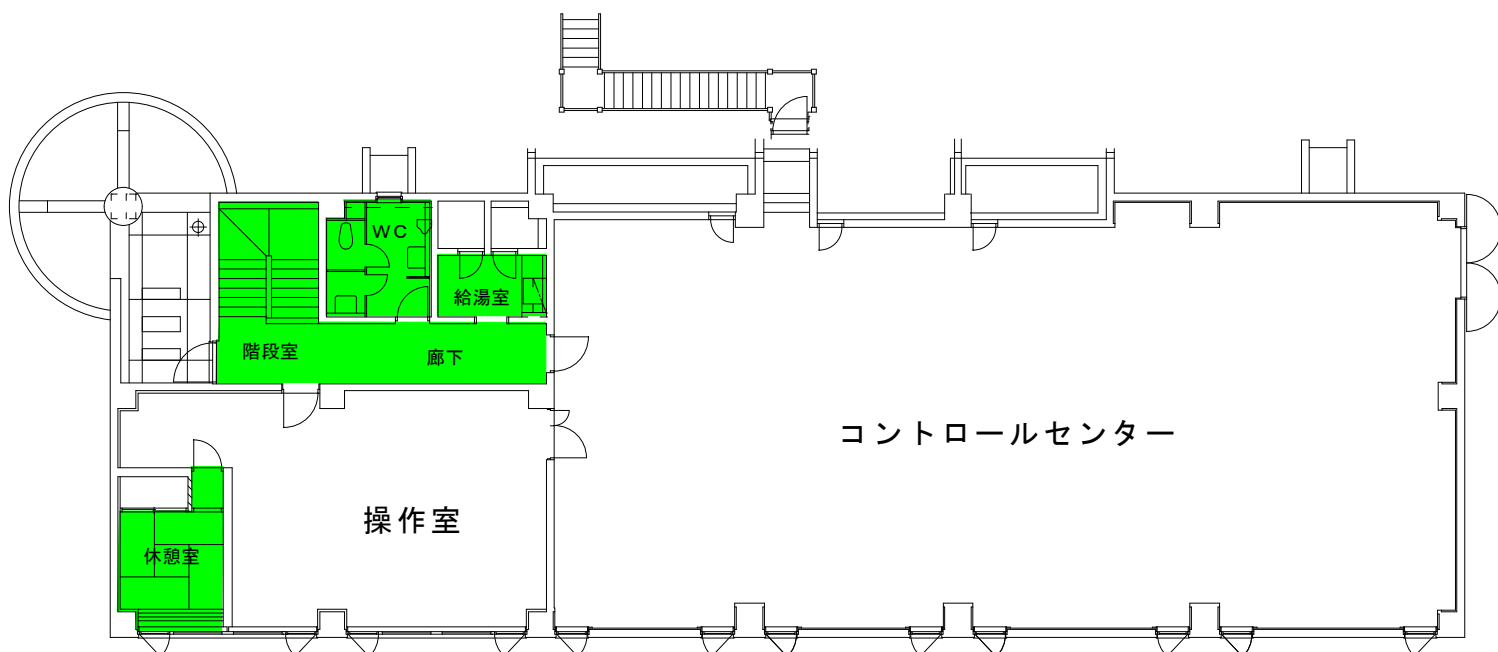
床磨き清掃 茨戸水再生プラザ脱臭機棟



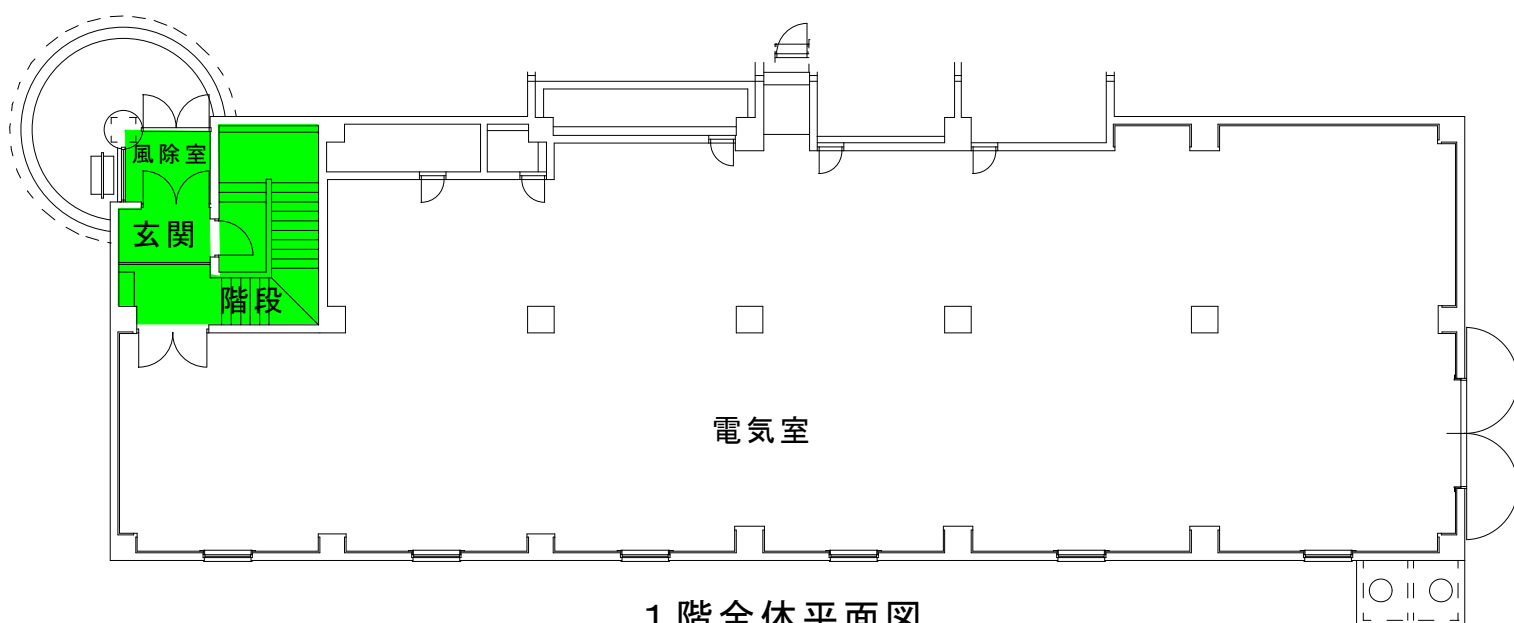
通常清掃

S = 1 / 2 0 0

茨戸中部中継ポンプ場 1階、2階



2階全体平面図

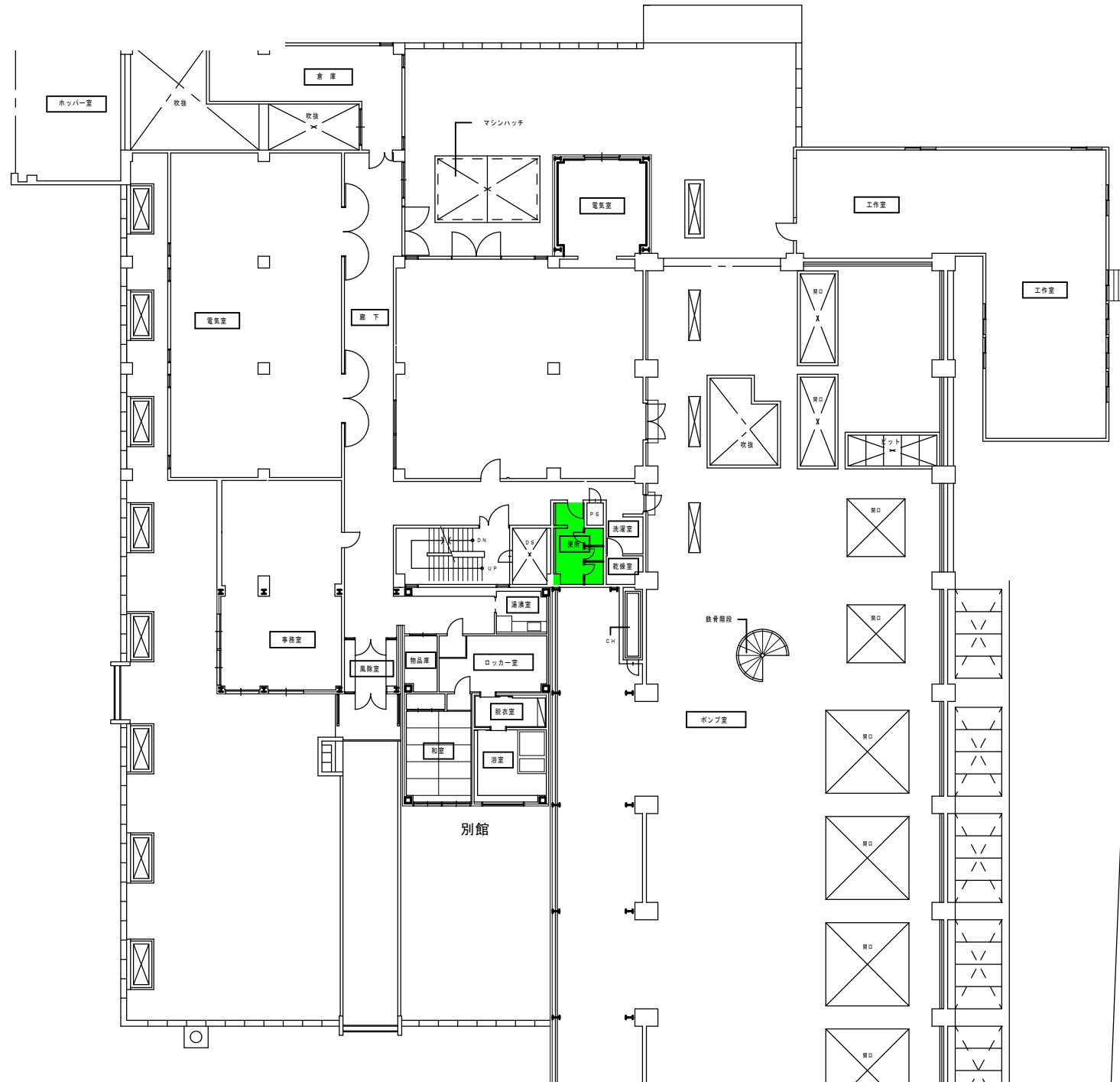


1階全体平面図

通常清掃

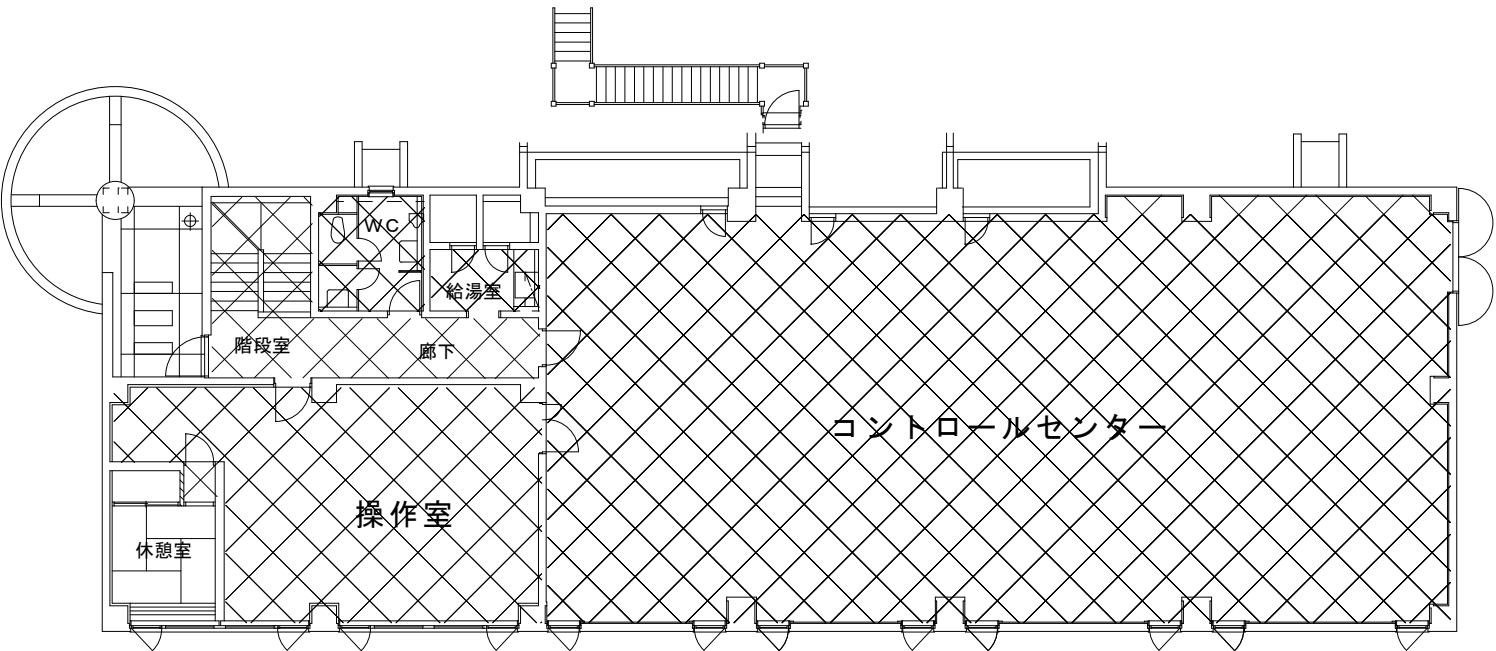
S=1/200

中部中継ポンプ場別館(トイレ)

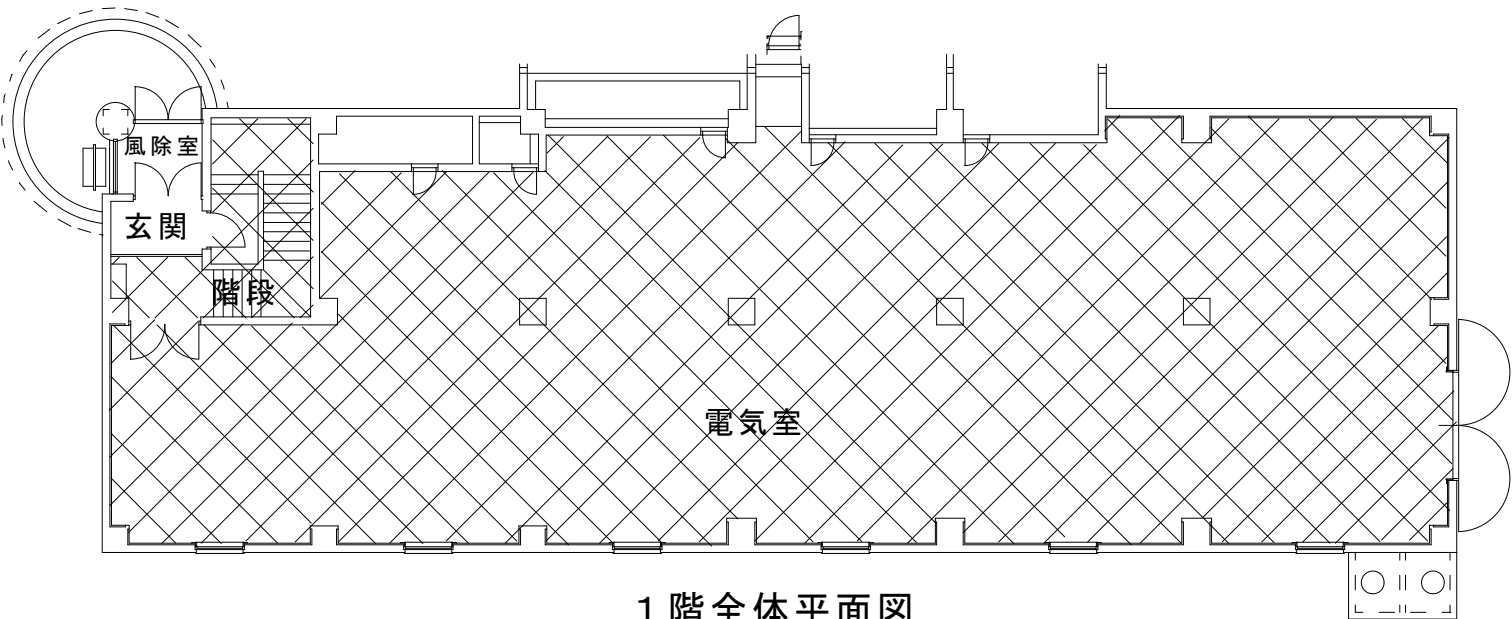


床磨き清掃

S= 1 / 2 0 0 茨戸中部中継ポンプ場 1 階、2 階



2 階全体平面図

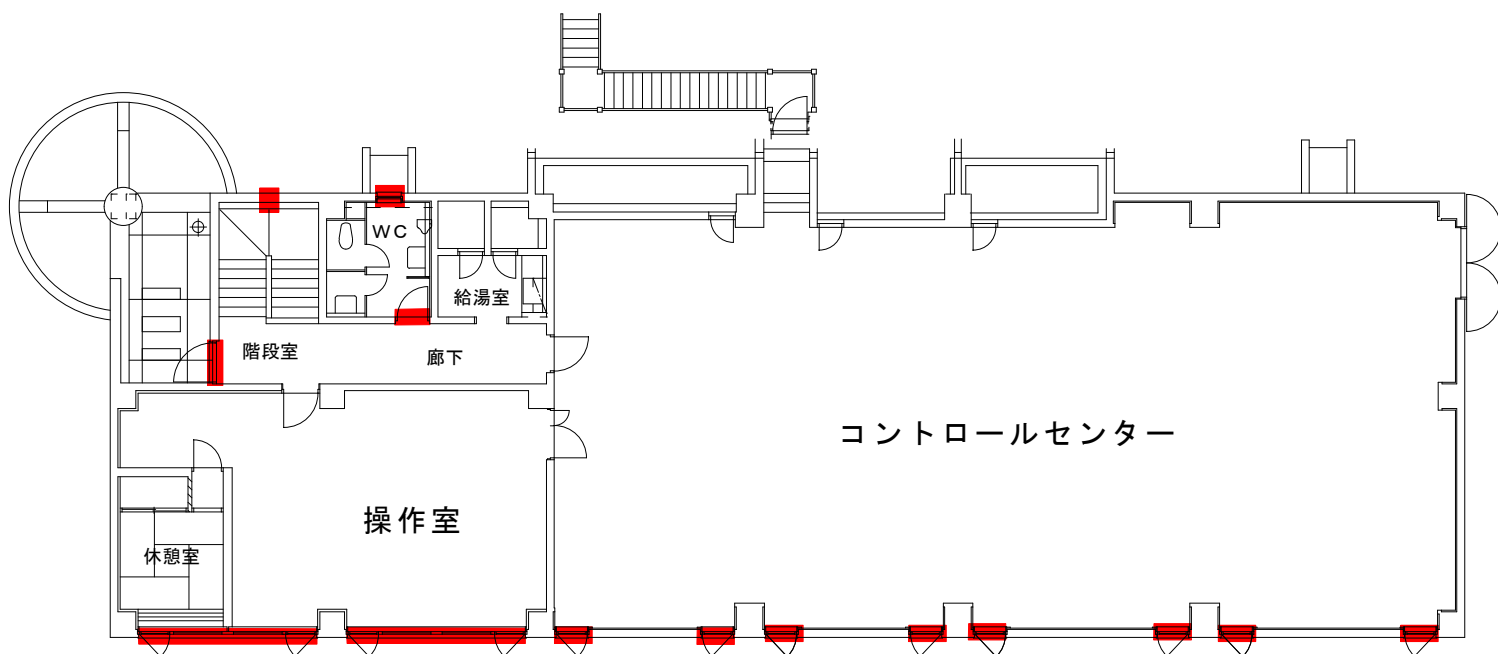


1 階全体平面図

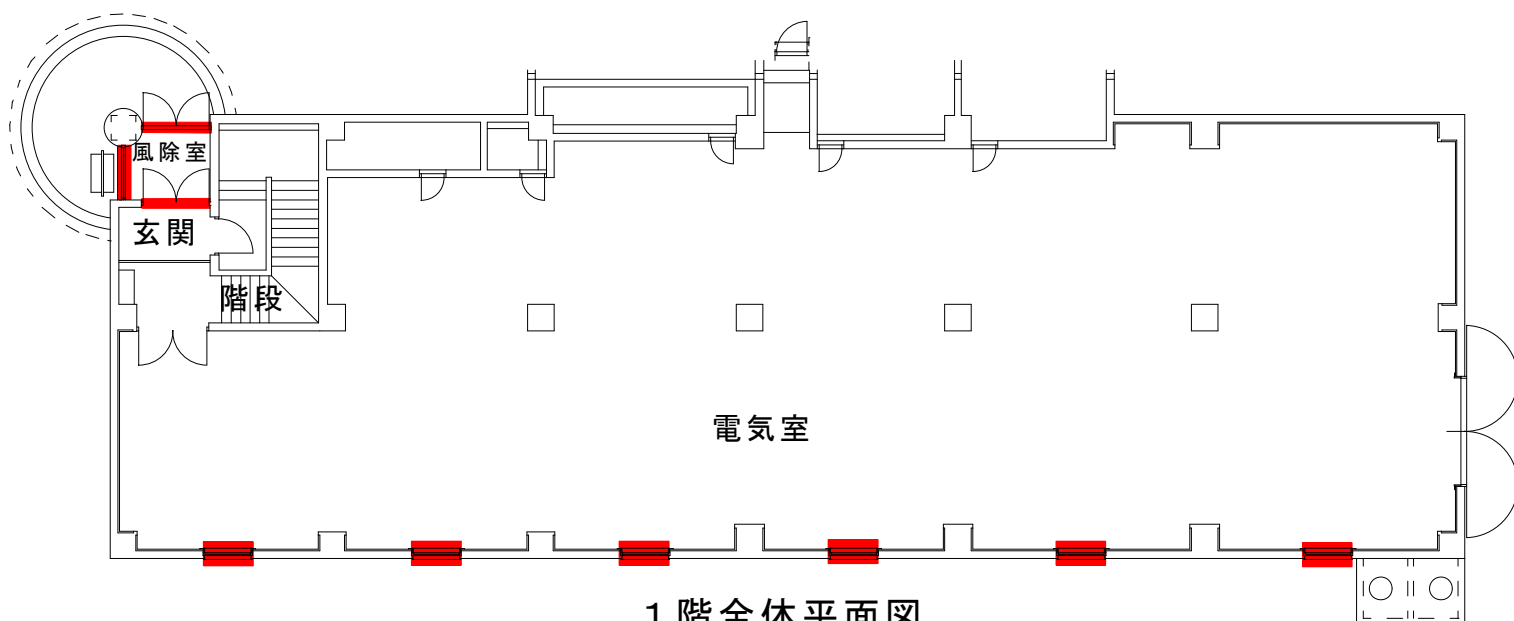
窓ガラス清掃

S = 1 / 2 0 0

茨戸中部中継ポンプ場 1 階、2 階

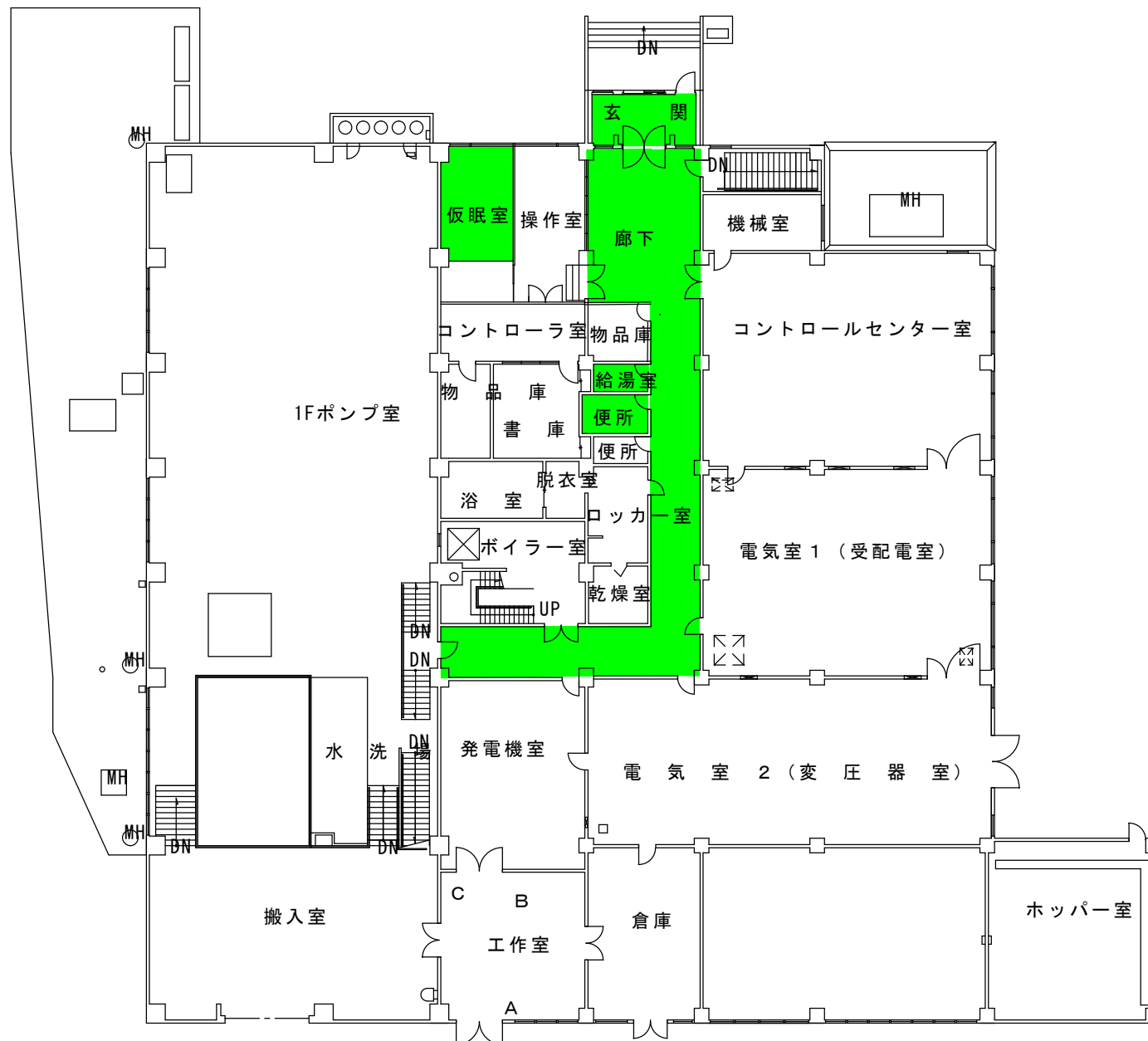


2 階全体平面図



1 階全体平面図

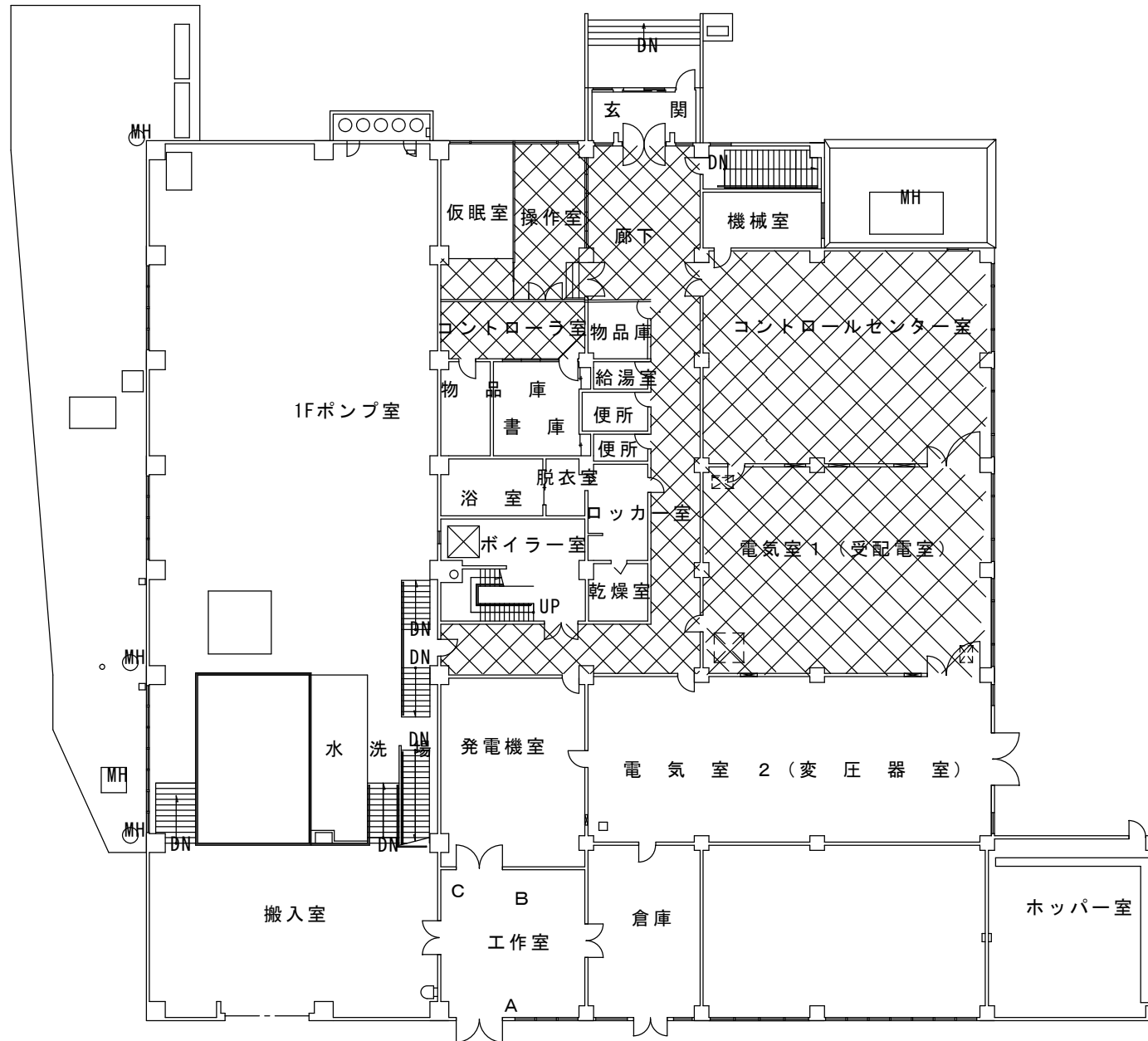
通常清掃



S= 1 / 3 0 0

茨戸東部中継ポンプ場 1F

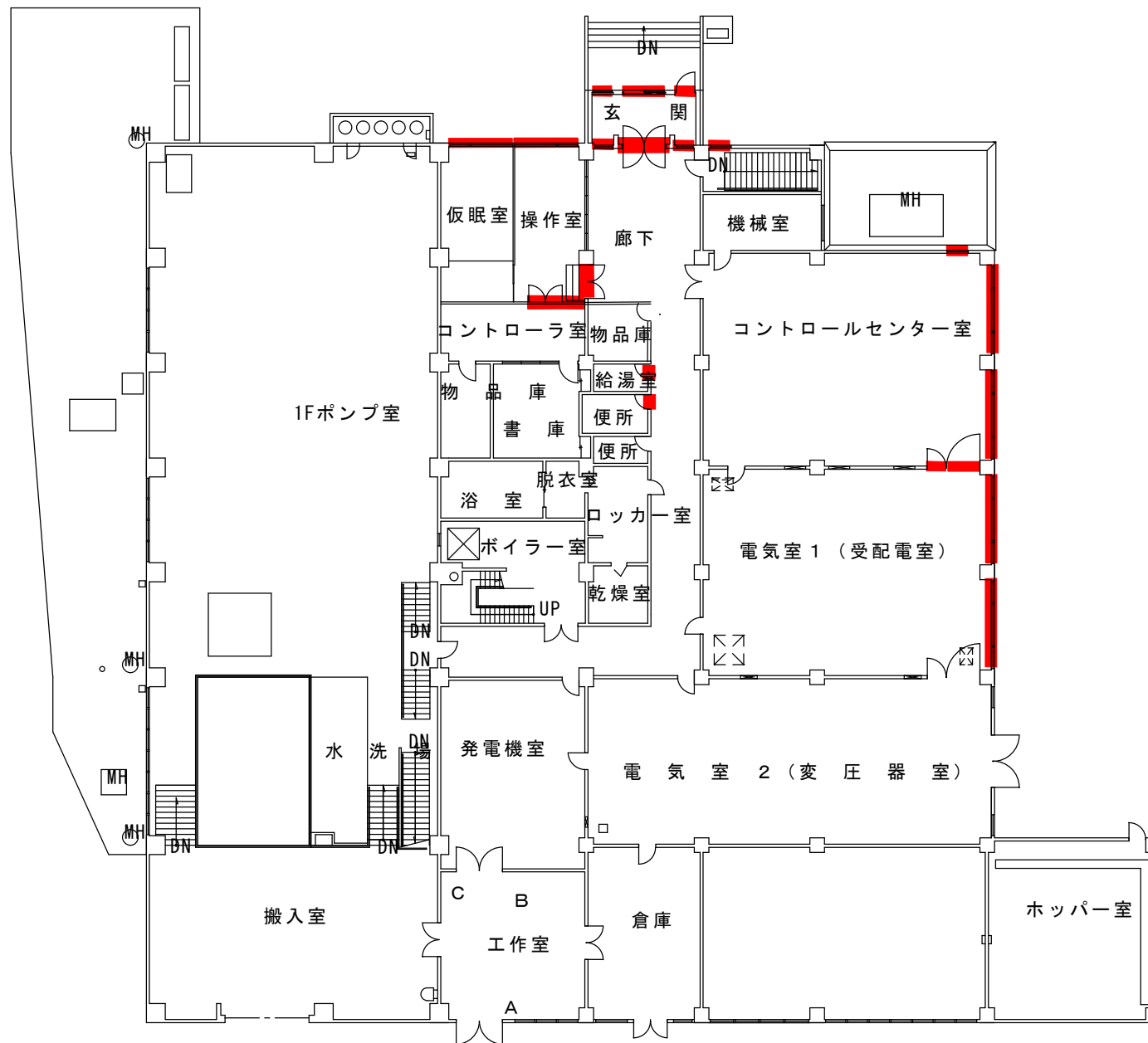
床磨き清掃



S= 1 / 3 0 0

茨戸東部中継ポンプ場 1F

窓ガラス清掃

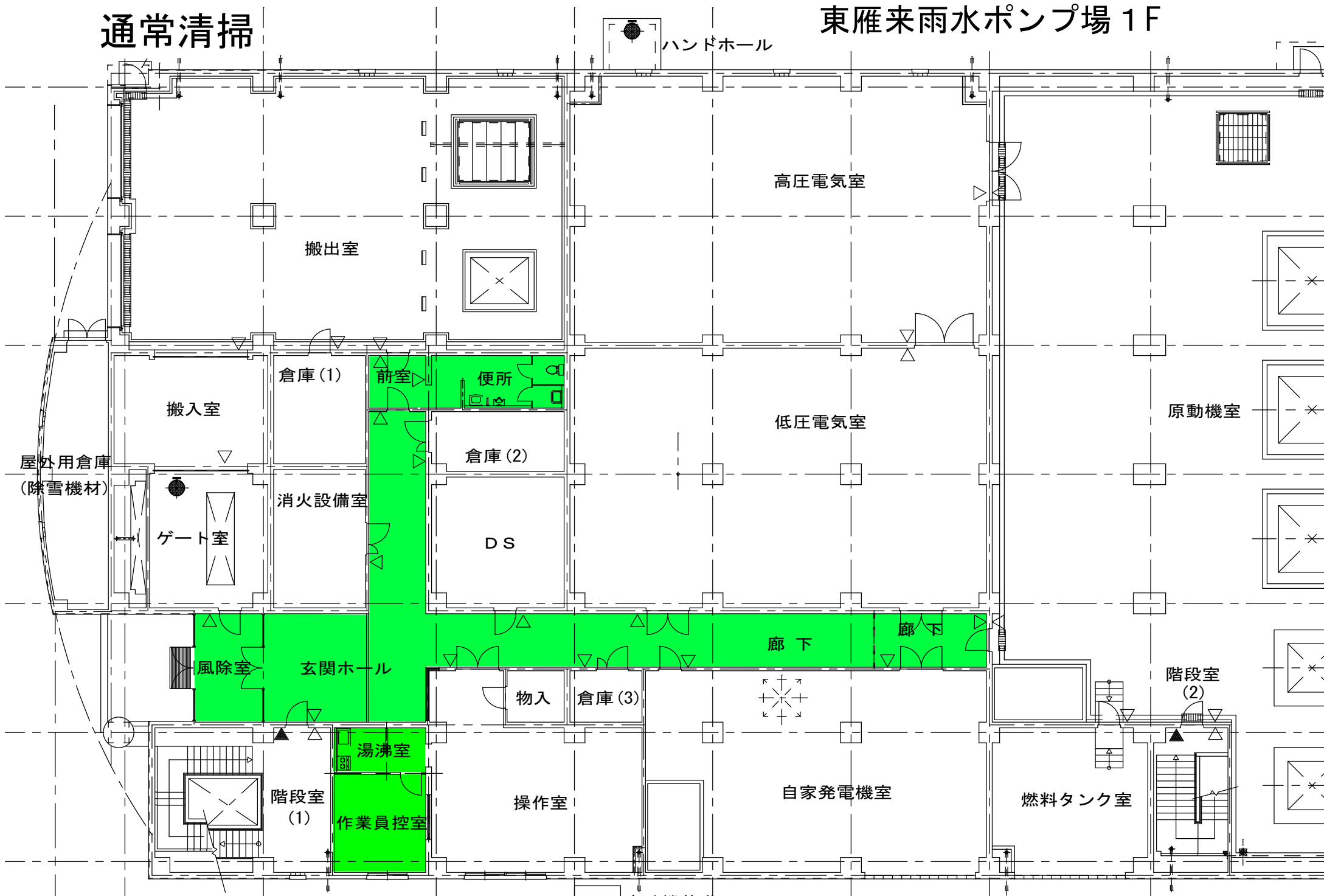


S= 1 / 3 0 0

茨戸東部中継ポンプ場 1F

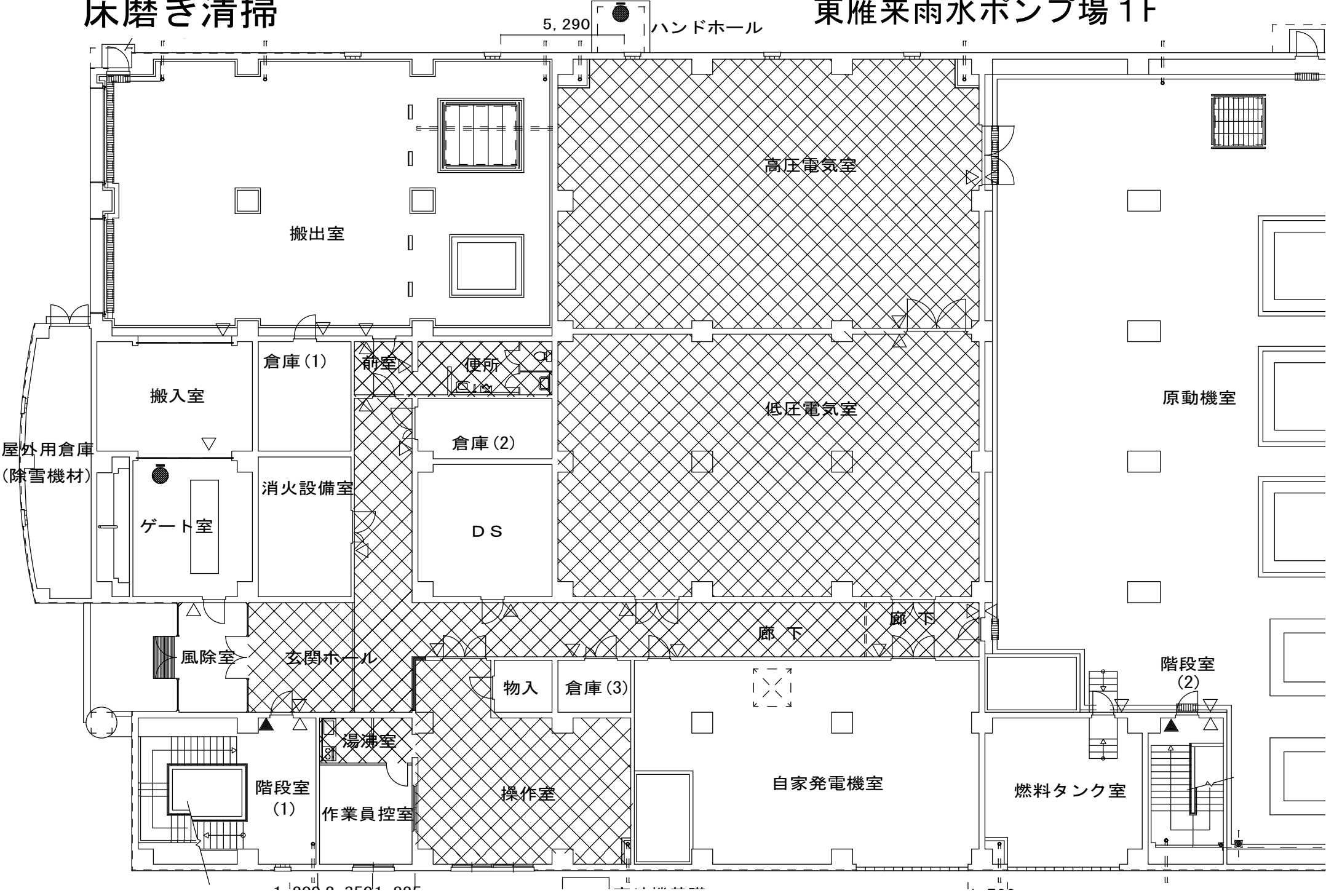
通常清掃

東雁来雨水ポンプ場 1F



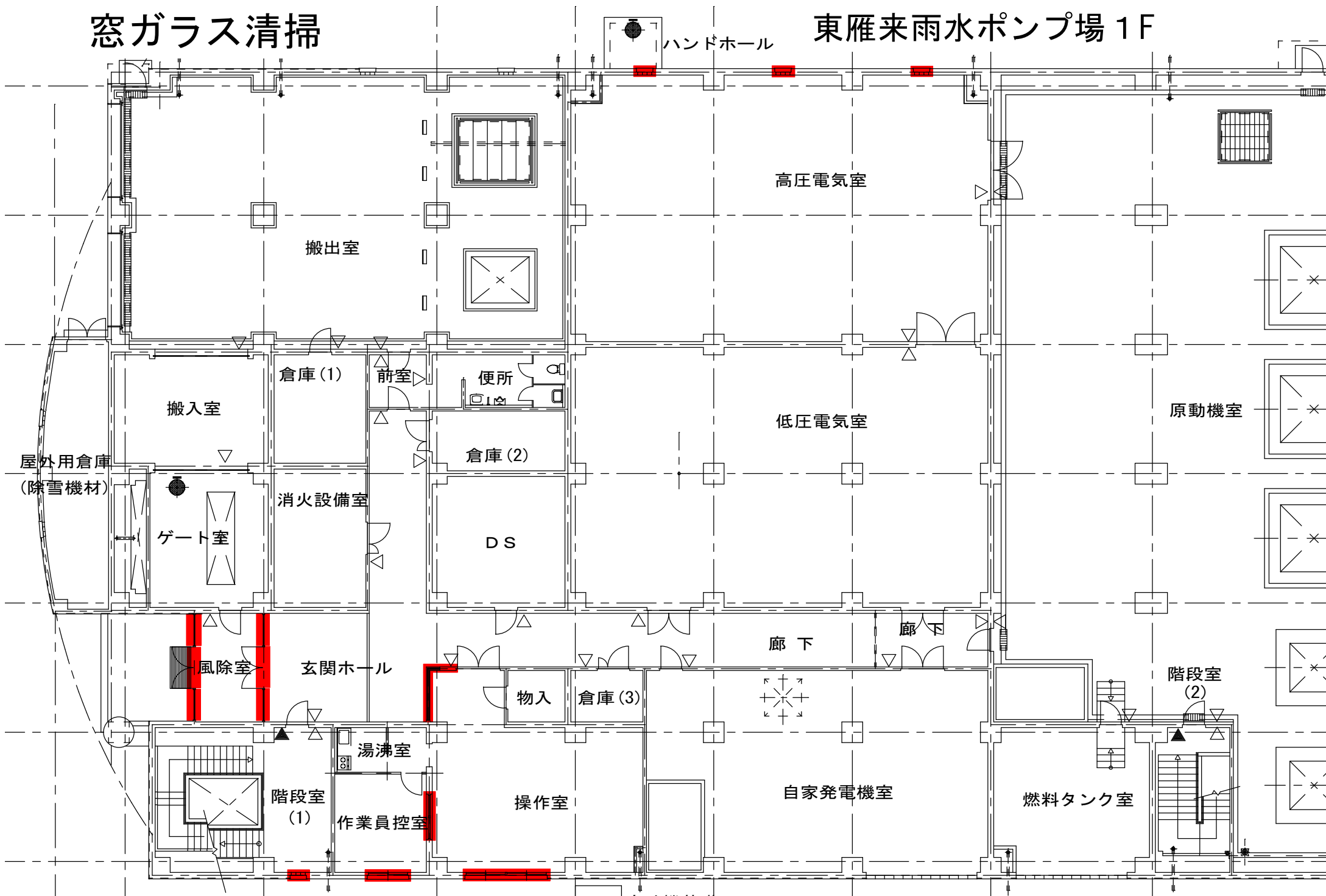
床磨き清掃

東雁来雨水ポンプ場 1F



窓ガラス清掃

東雁来雨水ポンプ場 1F



業務委託費総括表

(令和5,6,7,8年度共通)

(業務名) 茨戸水再生プラザほか3施設庭園管理業務

(一金) 円

業務価格	業務原価	直接業務費	芝刈A費		第1号内訳書
			芝刈B費		第2号内訳書
			芝刈C費		第3号内訳書
			芝刈D費		第4号内訳書
			芝刈E費		第5号内訳書
			除草G費		第6号内訳書
			除草H費		第7号内訳書
			芝刈I費		第8号内訳書
			樹木整枝費		第9号内訳書
			敷地清掃費		第10号内訳書
		共通仮設費	運搬費		第11号内訳書
	一般管理費等				第13号内訳書
	処分費				第12号内訳書

(委託設計書 様式3)

第1号 芝刈A費内訳書						
一金 円						
茨戸水再生プラザ						
名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
芝刈り工 A	ロータリモア D=20km	m ²	(3回) 28,300	(100m2当り)		
芝刈り工 A	刈払機 D=20km	m ²	(3回) 6,070	(100m2当り)		
芝刈り工 A	手刈り D=20km	m ²	(3回) 30	(100m2当り)		
計						
再計						
第2号 芝刈B費内訳書						
一金 円						
茨戸水再生プラザ						
名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
芝刈り工 B	ロータリモア D=10km	m ²	(3回) 4,410	(100m2当り)		
芝刈り工 B	刈払機 D=10km	m ²	(3回) 480	(100m2当り)		
芝刈り工 B	手刈り D=10km	m ²	(4回) 10	(100m2当り)		
計						
再計						
第3号 芝刈C費内訳書						
一金 円						
茨戸水再生プラザ						
名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
芝刈り工 C	刈払機 D=20km	m ²	(2回) 4,700	(100m2当り)		
計						
再計						

(委託設計書 様式4)

札 幌 市

第4号 芝刈D費内訳書 一金 円						
茨戸水再生プラザ						
名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
芝刈り工 D	ロータリモア D=20km	m ²	(3回) 3,990	(100m2当り)		
芝刈り工 D	刈払機 D=20km	m ²	(3回) 610	(100m2当り)		
計						
再計						
第5号 芝刈E費内訳書 一金 円						
茨戸水再生プラザ						
名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
芝刈り工 E	ロータリモア D=10km	m ²	(3回) 3,890	(100m2当り)		
芝刈り工 E	刈払機 D=10km	m ²	(3回) 460	(100m2当り)		
芝刈り工 E	手刈り D=10km	m ²	(4回) 10	(100m2当り)		
計						
再計						
第6号 除草G費内訳書 一金 円						
茨戸水再生プラザ						
名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
除草工 G	刈払機 D=20km	m ²	(2回) 150	(100m2当り)		
計						
再計						
第7号 除草H費内訳書 一金 円						
茨戸水再生プラザ						
名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
芝刈り工 H	刈払機 D=20km	m ²	(2回) 1,800	(100m2当り)		
計						
再計						

(委託設計書 様式4)

札幌市

第8号 芝刈I費内訳書 一金 円						
茨戸水再生プラザ						
名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
芝刈り工 I	ロータリモア D=10km	m ²	(3回) 3,980	(100m2当り)		
芝刈り工 I	刈払機 D=10km	m ²	(3回) 1,270	(100m2当り)		
芝刈り工 I	手刈り D=10km	m ²	(3回) 340	(100m2当り)		
芝刈り工 I	手刈り D=10km	m ²	(4回) 1,050	(100m2当り)		
計						
再計						
第9号 樹木整枝費内訳書 一金 円						
茨戸水再生プラザ						
名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
樹木整枝	C=31～60cm D=20km	本	13			
樹木整枝	C=61～90cm D=20km	本	38			
樹木整枝	H=8～12m D=20km	本	41			
樹木整枝	H=18.5～23m D=20km	本	14			
計						
再計						

(委託設計書 様式4)

札 幌 市

第 1 0 号 敷地清掃費内訳書 一金 円						
茨戸水再生プラザ						
名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
敷地清掃	拾い・掃き	m ²	(4回) 29,430	(1000m ² 当り)		
計						
再計						
第 1 1 号 運搬費内訳書 一金 円						
茨戸水再生プラザ						
名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
運搬費	2 tトラック	h	43			
計						
再計						
第 1 2 号 処分費内訳書 一金 円						
茨戸水再生プラザ						
名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
処分費	芝 (B・E・I地区)	t	11.8			札幌市環境事業部
処分費	枝 (B・E地区)	t	5.4			札幌市環境事業公社
処分費	芝・枝 (A・C・D地区)	t	22.3			北石狩衛生センター
計						
再計						
第 1 3 号 一般管理費内訳書 一金 円						
茨戸水再生プラザ						
名 称	積 算 計 算					金 額
一般管理費						

茨戸水再生プラザほか3施設庭園管理業務仕様書

(令和5,6,7,8年度共通)

1 業務実施場所

A、D、F、G、H地区	茨戸水再生プラザ敷地内	石狩市花川東1000番地
B地区	茨戸中部中継ポンプ場敷地内	札幌市北区篠路4条10丁目12-15
C地区	茨戸水再生プラザ敷地内（雨水滞水池屋上）	石狩市花川東1000番地
E地区	茨戸東部中継ポンプ場敷地内	札幌市東区北丘珠6条4丁目1-1
I地区	東雁来雨水ポンプ場敷地内	札幌市東区東雁来12条4丁目1-1

2 委託業務内容（別添図面参照のこと）

(1) 芝刈り業務

芝（草）刈、刈くずの後かたづけ及び処分を行う。仕上げ高は、2－3cm内外とする。
法面部分及び傾斜部分については、芝の育成及び周辺樹木の保護のため、携帯式芝刈機により業務を行う。また、木の周囲の草刈時には樹木等を傷つけないように作業し、必要な場所は手刈りを行う。なお、D地区の樹木周辺は刈払機を使用する。

対象面積は以下のとおり。

芝刈り面積	A地区	34,400m ² /回
	B地区	4,900m ² /回
	C地区	4,700m ² /回
	D地区	4,600m ² /回
	E地区	4,360m ² /回
	I地区	6,640m ² /回

(2) 除草業務

草（草丈50cm以上）の刈払いを行う。対象面積は以下のとおり。

面積	G地区	150m ² /回
	H地区	1,800m ² /回

(3) 整枝業務

樹木の枝払い、しん止め等のほか、これらに伴い切り落とした枝の収集及び処分を行う。業務の詳細については、事前に本市担当職員の指示を受けること。

業務量は以下のとおり。

(A地区)

ア	C＝	31－60cm	3本
イ	C＝	61－90cm	2本
ウ	H＝	8.0－12.0m	29本
エ	H＝	18.5－23.0m	14本

(B地区)

ア	C=	31-60cm	10本
イ	C=	61-90cm	1本
ウ	H=	8.0m-12.0m	4本

(E地区)

ア	C=	61-90cm	35本
イ	H=	8.0-12.0m	8本

(4) 敷地清掃業務

図面に示す範囲内の清掃を行う。清掃の内容及び面積は以下のとおり。

F地区(拾い・掃き) 29,430m²/回

3 集草・整枝の処分

B・E・I地区の集草は本市環境事業部清掃工場に運搬し焼却処分すること。樹木整枝で発生した枝等は、(財)札幌市環境事業公社(篠路資源化センター)に運搬し処分すること。

A・C・D地区の集草・整枝は石狩三友メンテナンス株式会社(北石狩衛生センター)に運搬し処分すること。

ただし、運転休止中等で搬入できない場合は本市担当職員の指示をうけること。処分量は計算書兼領収書を業務日誌等に添付(写しでも可)して報告すること。

4 各業務回数

各年度における、各業務の実施回数を以下のとおりとする。

- | | |
|----------------|-----------------|
| (1) 芝刈り業務(A地区) | 3回 |
| (B地区) | 3回(放流口への通路のみ4回) |
| (C地区) | 2回 |
| (D地区) | 3回 |
| (E地区) | 3回(放流口への通路のみ4回) |
| (I地区) | 3回(放流口への通路のみ4回) |
| (2) 除草業務(G地区) | 2回 |
| 除草業務(H地区) | 2回 |
| (3) 整枝業務 | 1回 |
| (4) 敷地清掃業務 | 4回 |

5 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守

- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

6 留意事項

(1) 遵守事項

業務は、設計図書（本仕様書・設計図面・設計内訳書）及び契約書に基づき、業務主任の指示に従って履行しなければならない。

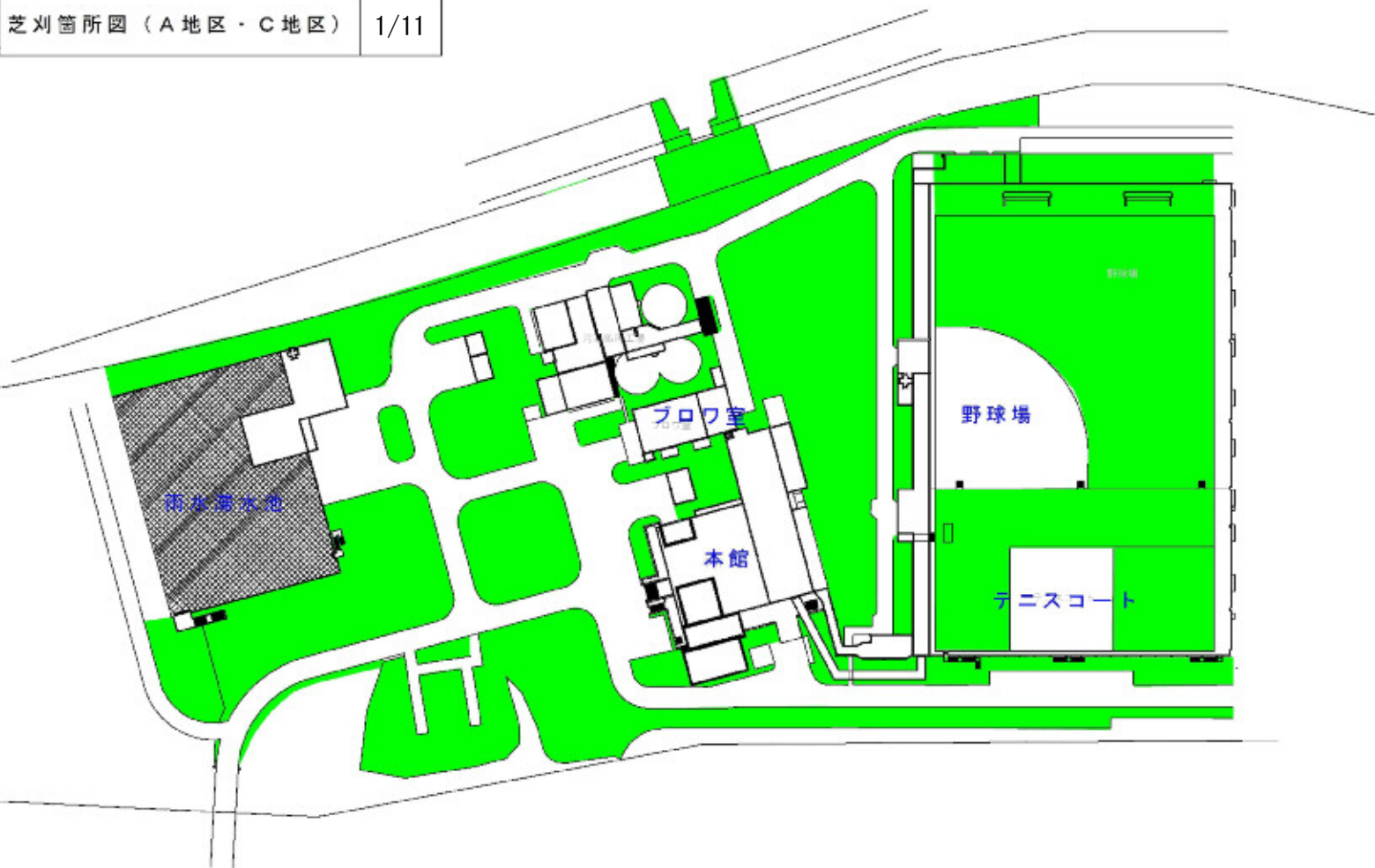
(2) 施設の使用

施設について、業務履行に必要な場所へ無断で立ち入ってはならない。

(3) 安全管理

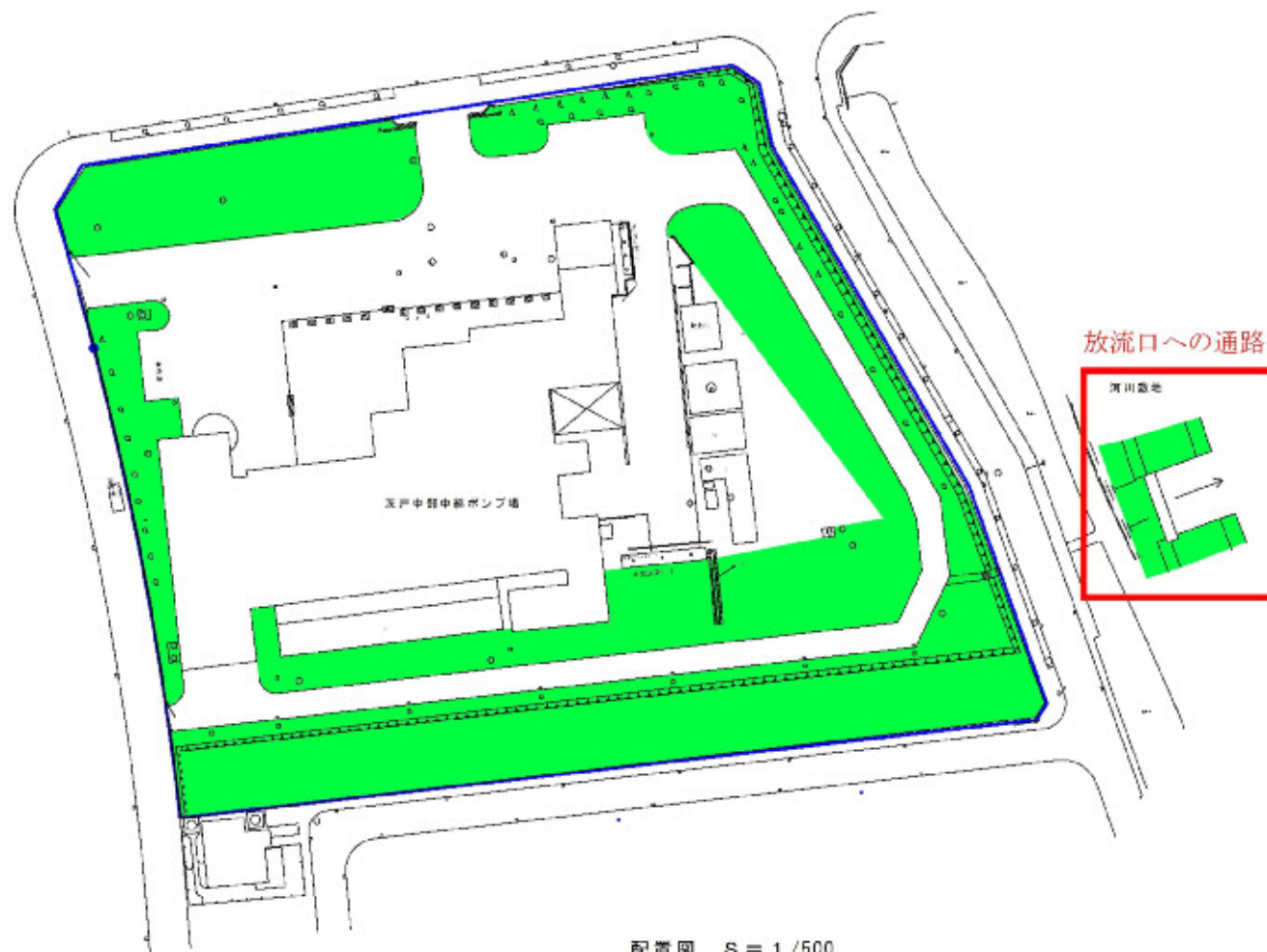
受託者は、業務従事者の労働安全衛生管理を適切に行わなければならない。また、事故が発生した場合は、速やかに業務主任に報告するものとする。

役 務 名	茨戸水再生プラザほか3施設庭園管理業務	図 番
図面名	芝刈箇所図（A地区・C地区）	1/11



- A地区（一般）
- C地区（雨水滞水池屋上）

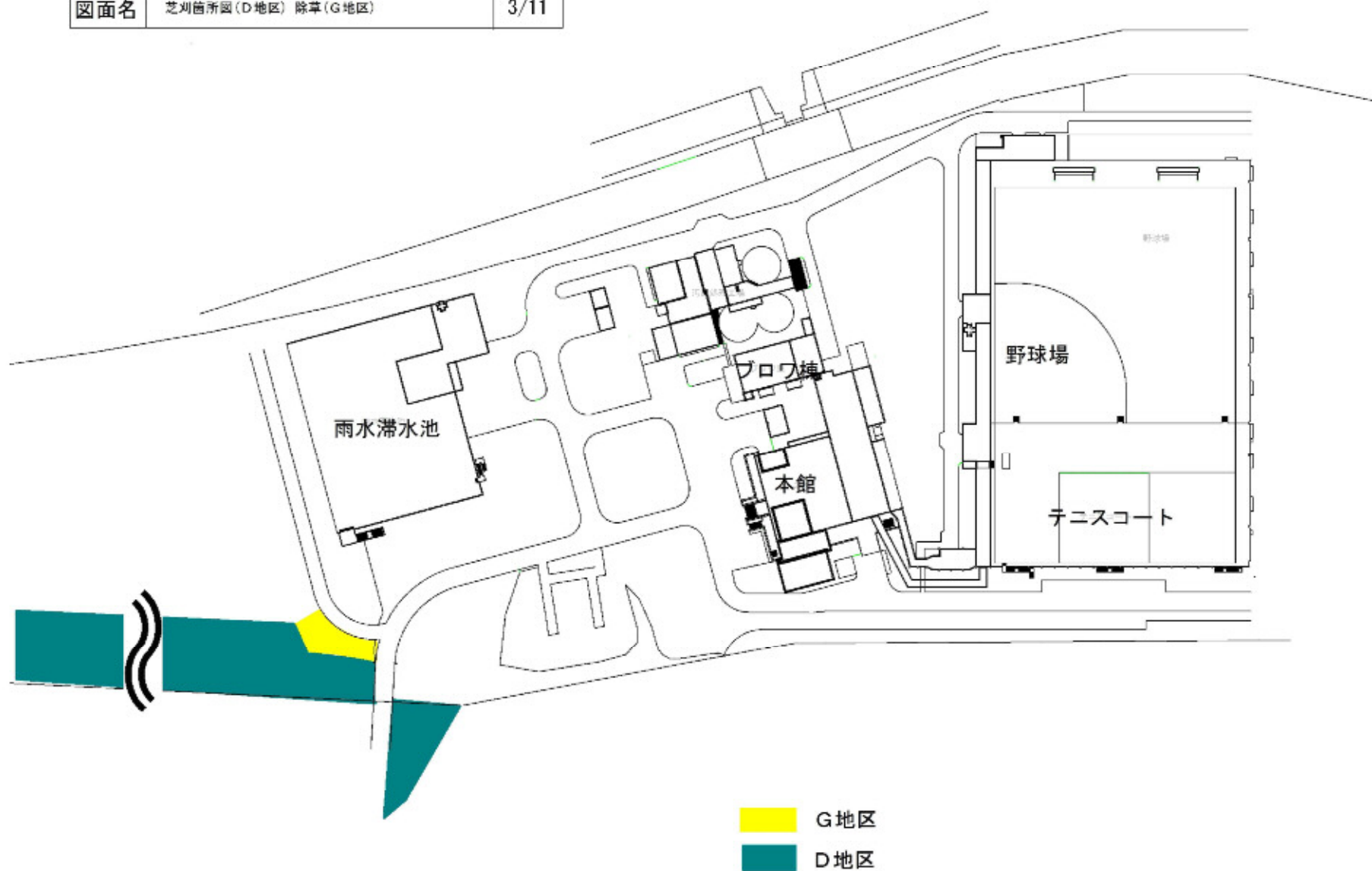
 B地区



配置図 S = 1/500

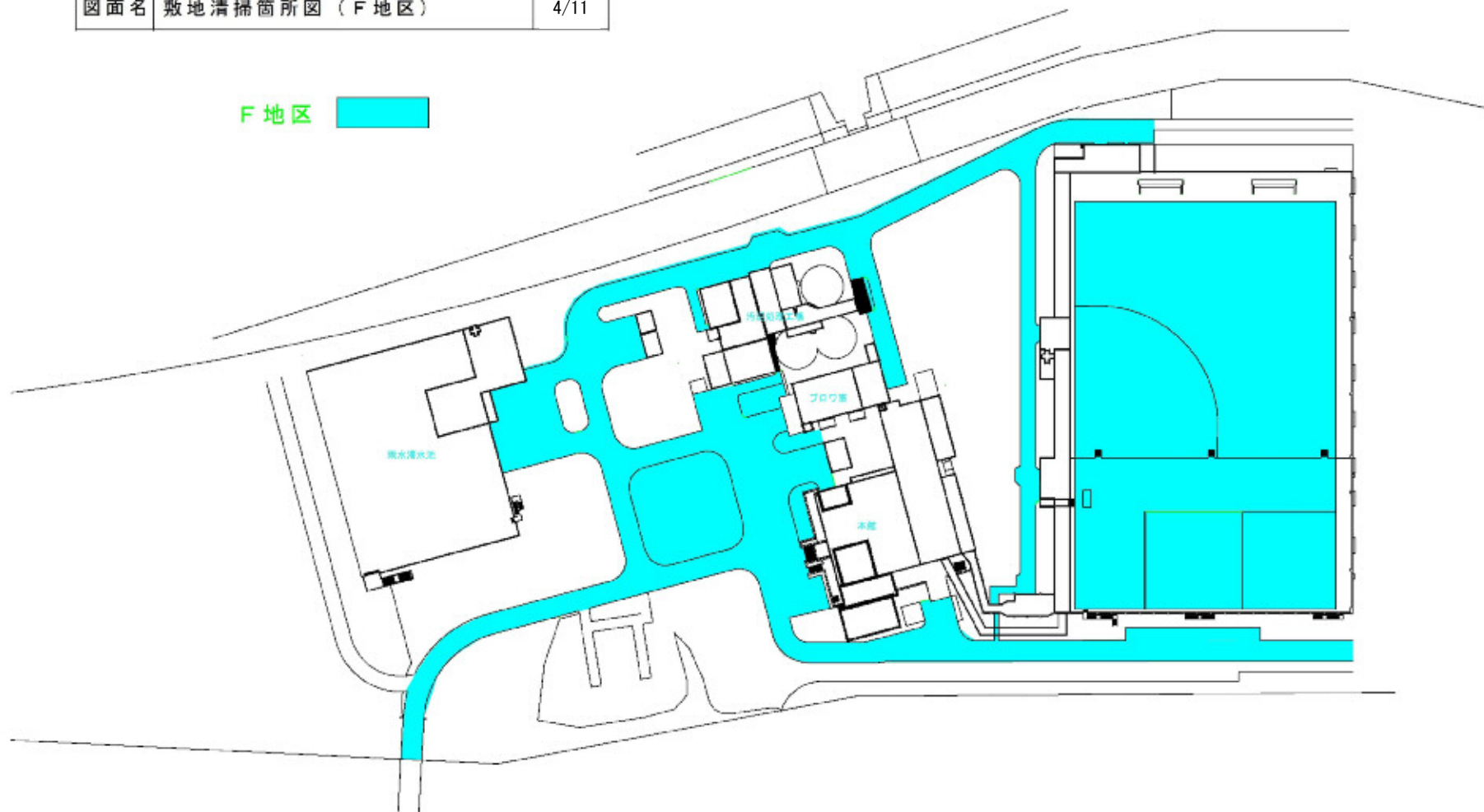
課 長	係 長	主 任	製 図	平 成 年 月	役 務 名	茨戸水再生プラザほか3施設庭園管理業務				図 番	
					図 面 名	芝刈箇所（B地区 茨戸中継ポンプ場）			縮尺	1/10,000 1/500	2/11

役務名	茨戸水再生プラザほか3施設庭園管理業務	図番
図面名	芝刈箇所図(D地区) 除草(G地区)	3/11

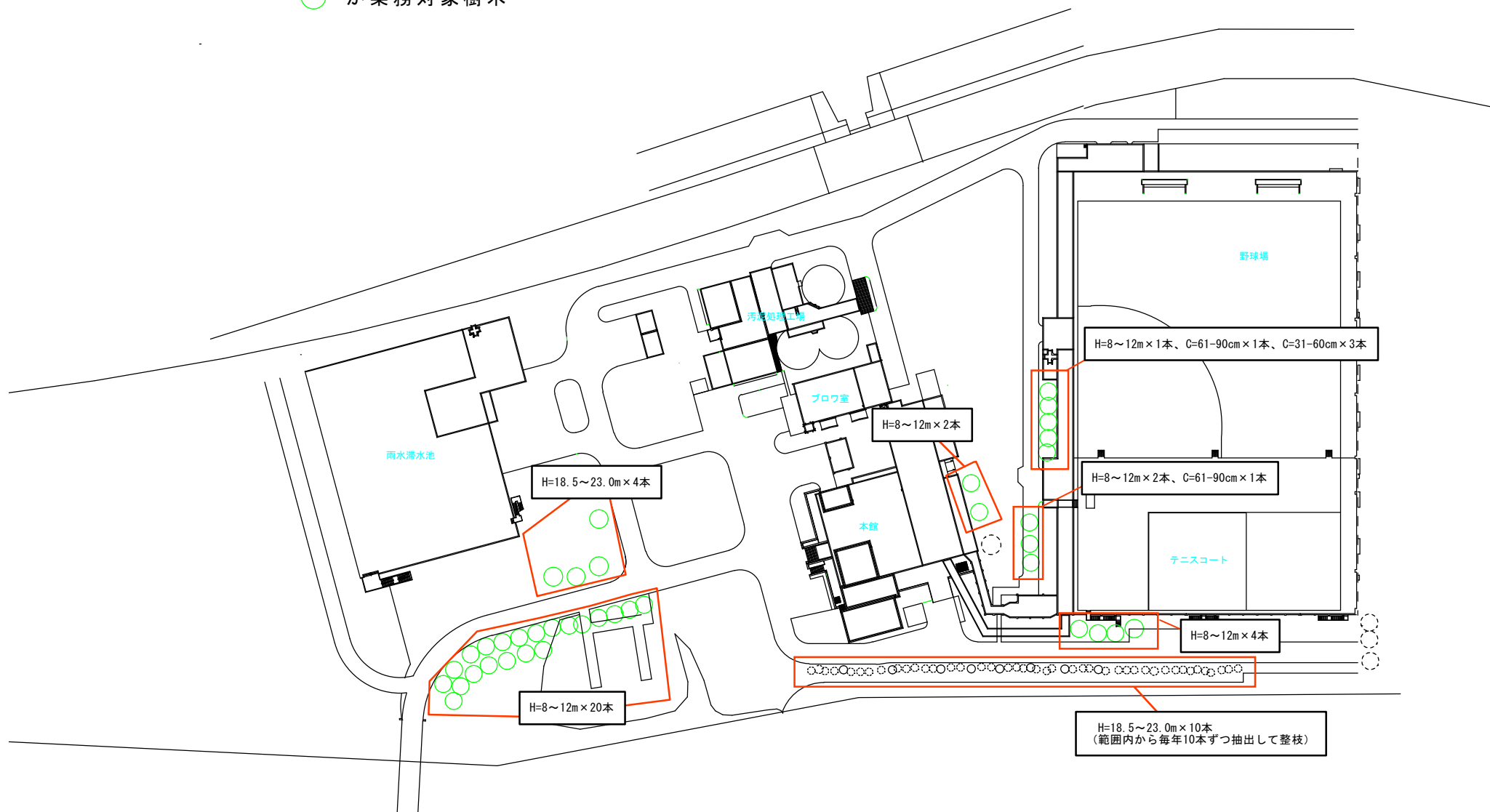


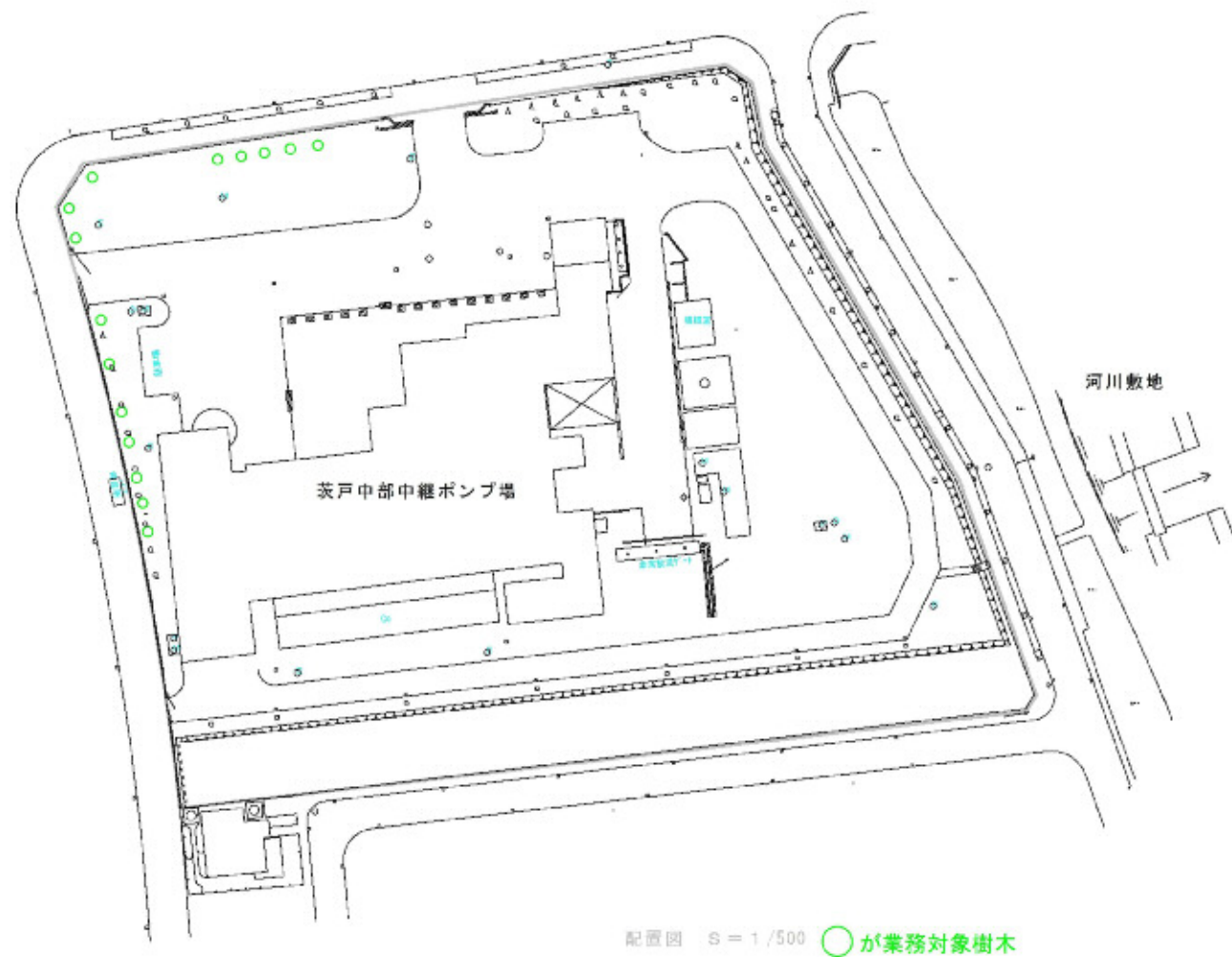
役 務 名	茨戸水再生プラザほか3施設庭園管理業務	図 番
図面名	敷地清掃箇所図（F地区）	4/11

F 地区

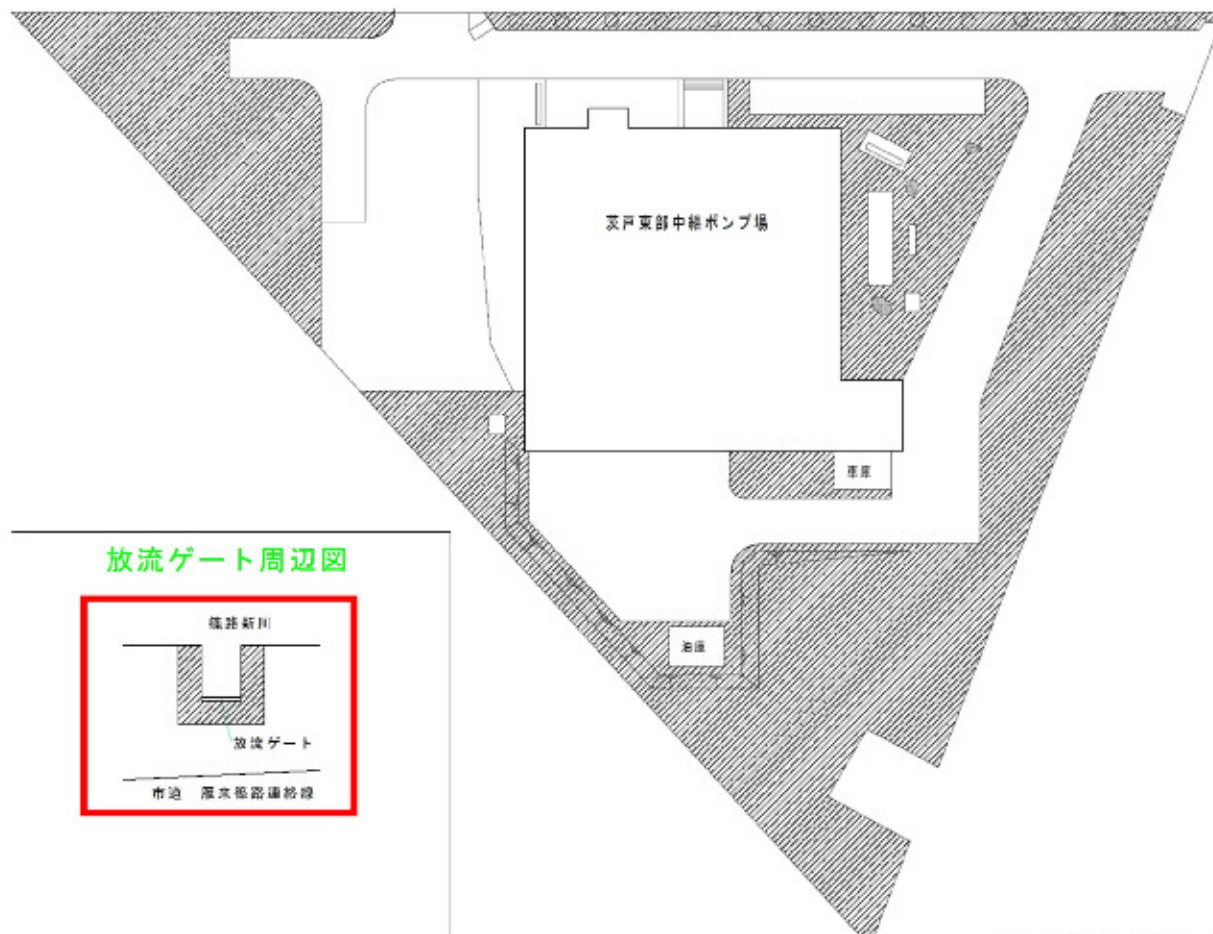


○ が業務対象樹木

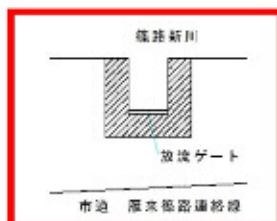




課長	係長	主任	製図	平成 年 月	施設名	茨戸水再生プラザほか3施設庭園管理業務	図番	6/11
					区画名	樹木測定箇所図（B地区 茨戸中部中継ポンプ場）	縮尺	1/10,000 1/500

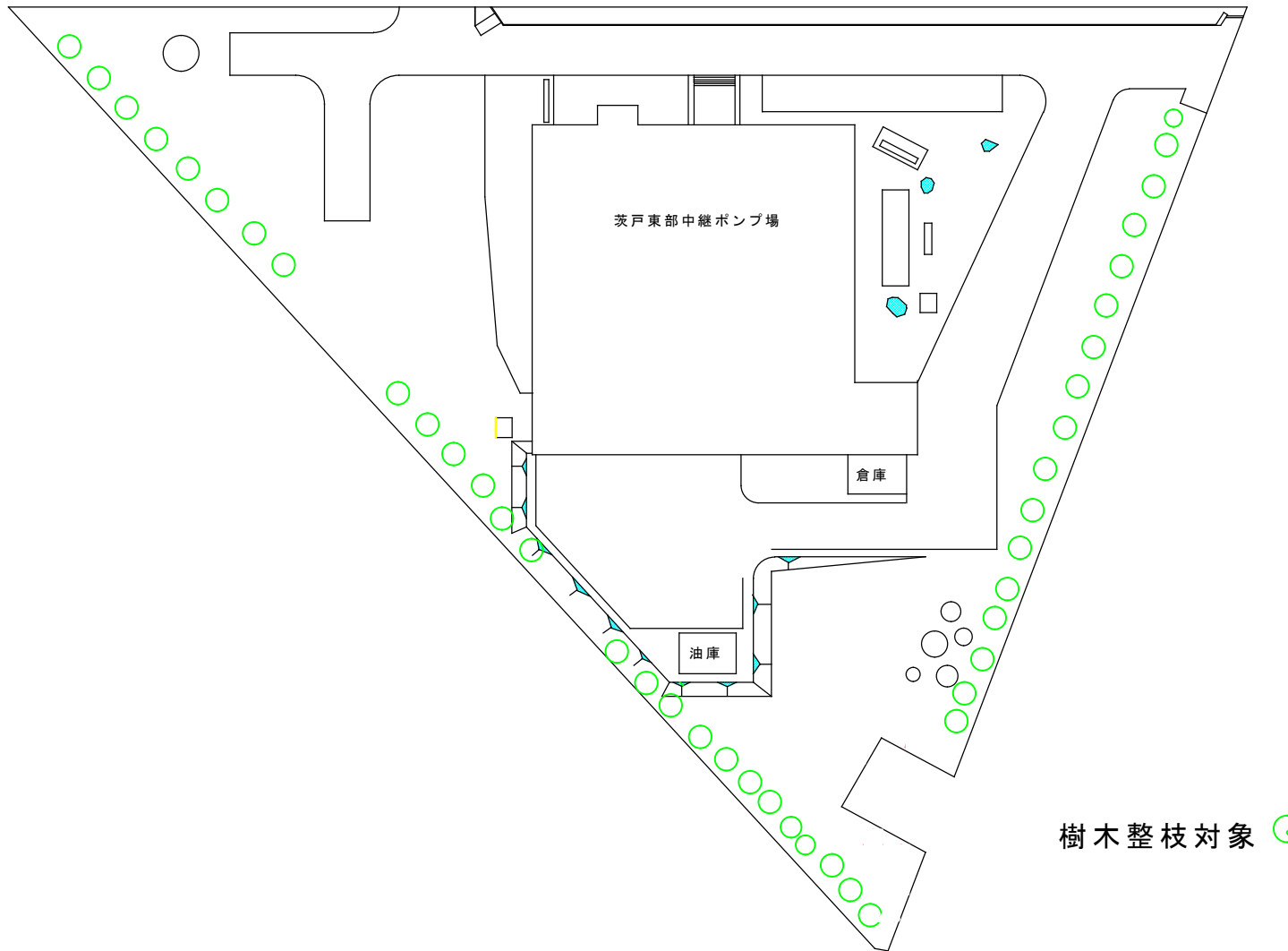


放流ゲート周辺図



芝刈り対象図 (■が業務対象範囲)

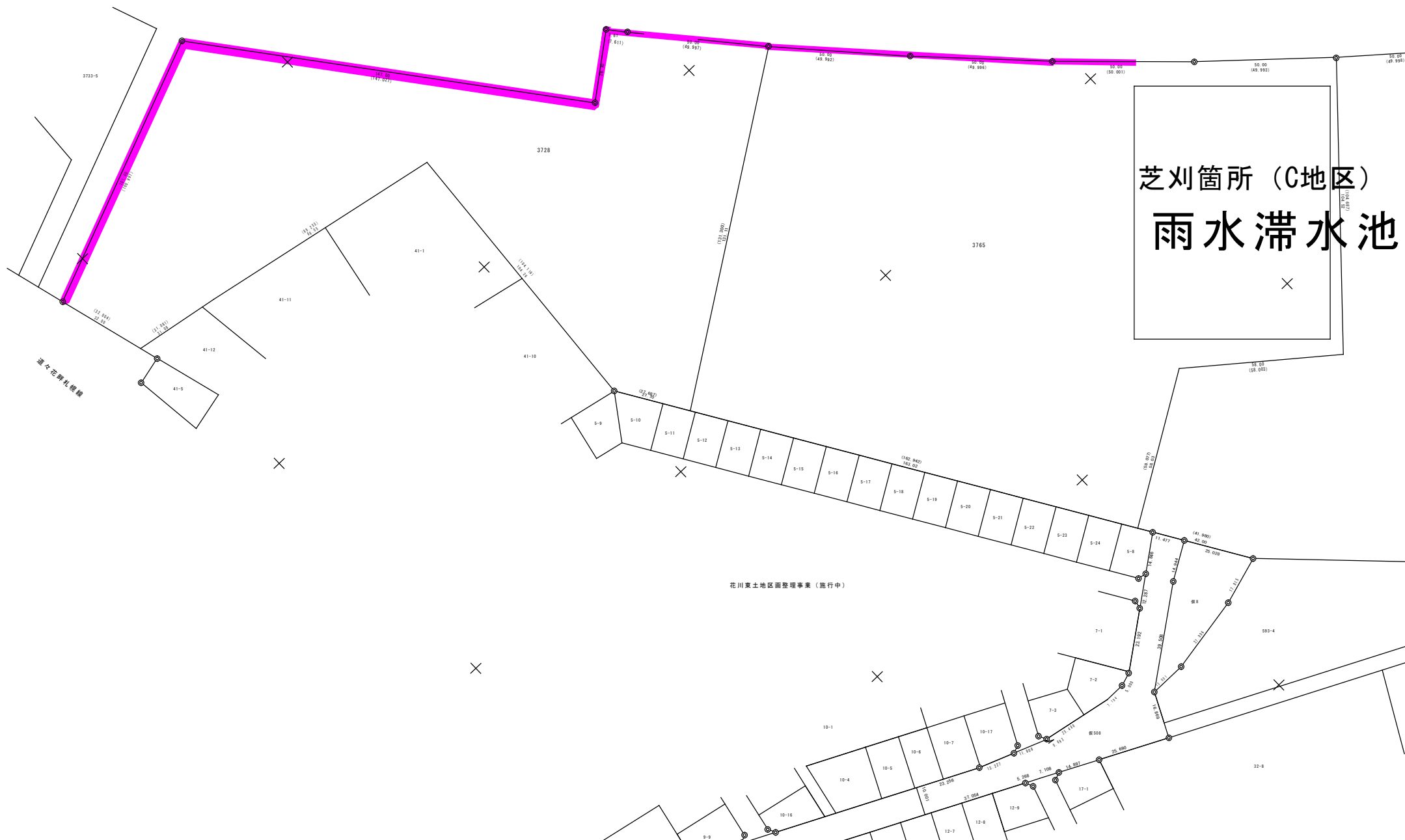
役 務 名	茨戸水再生プラザほか3施設庭園管理業務	図 番
図 面 名	芝刈箇所図 (E地区) (茨戸東部中継ポンプ場)	7/11



役務名	茨戸水再生プラザほか3施設庭園管理業務		図番
図面名	E地区 樹木剪定箇所、冬囲い図		8/11

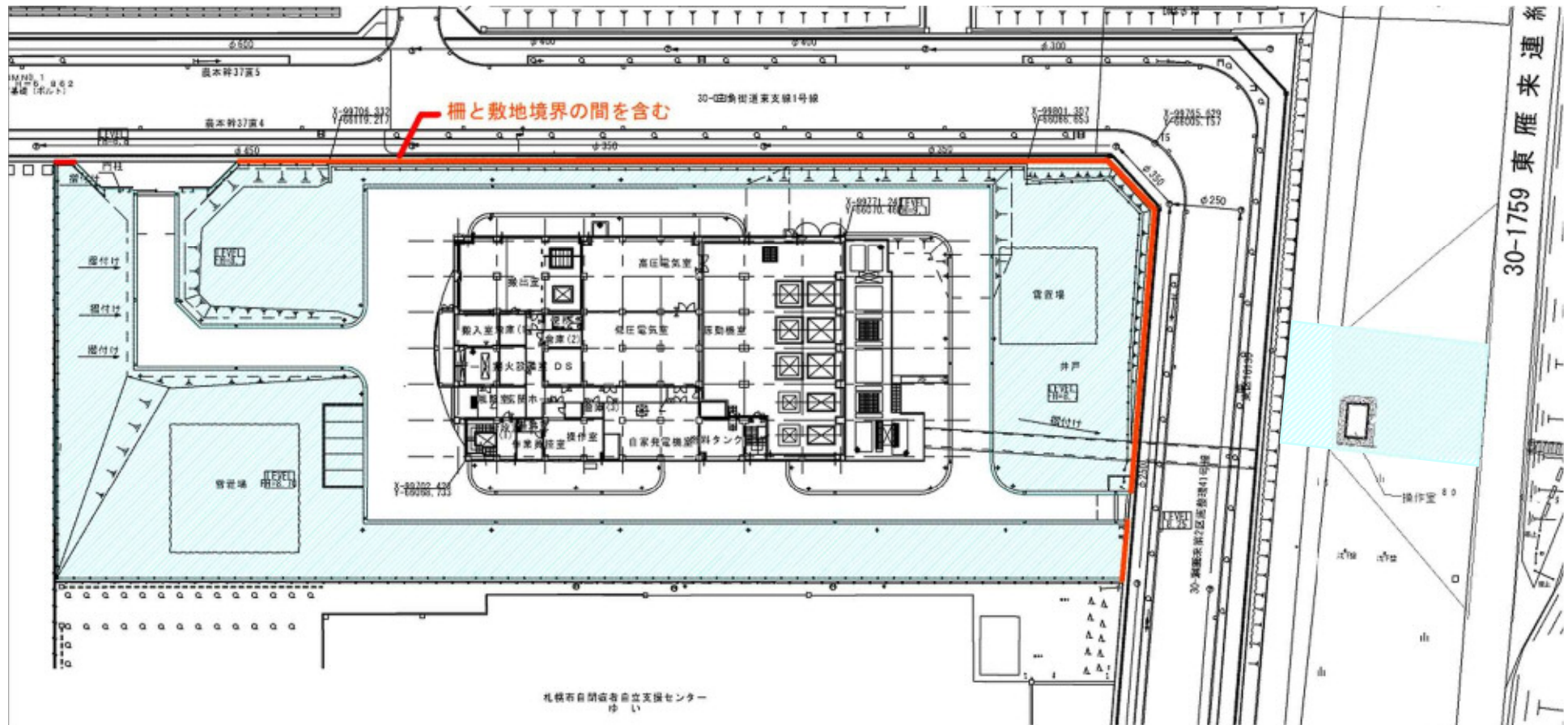
役務名	茨戸水再生プラザほか3施設庭園管理業務	図番
図面名	除草業務（H地区）	9/11

H 地区



東雁来雨水ポンプ場

I地区



役務名	茨戸水再生プラザほか3施設庭園管理業務	図番
図面名	芝刈箇所図 (I地区)	10/11



役務名	茨戸水再生プラザほか3施設庭園管理業務	図番
図面名	芝刈箇所図 (I地区 (放流口))	11/11

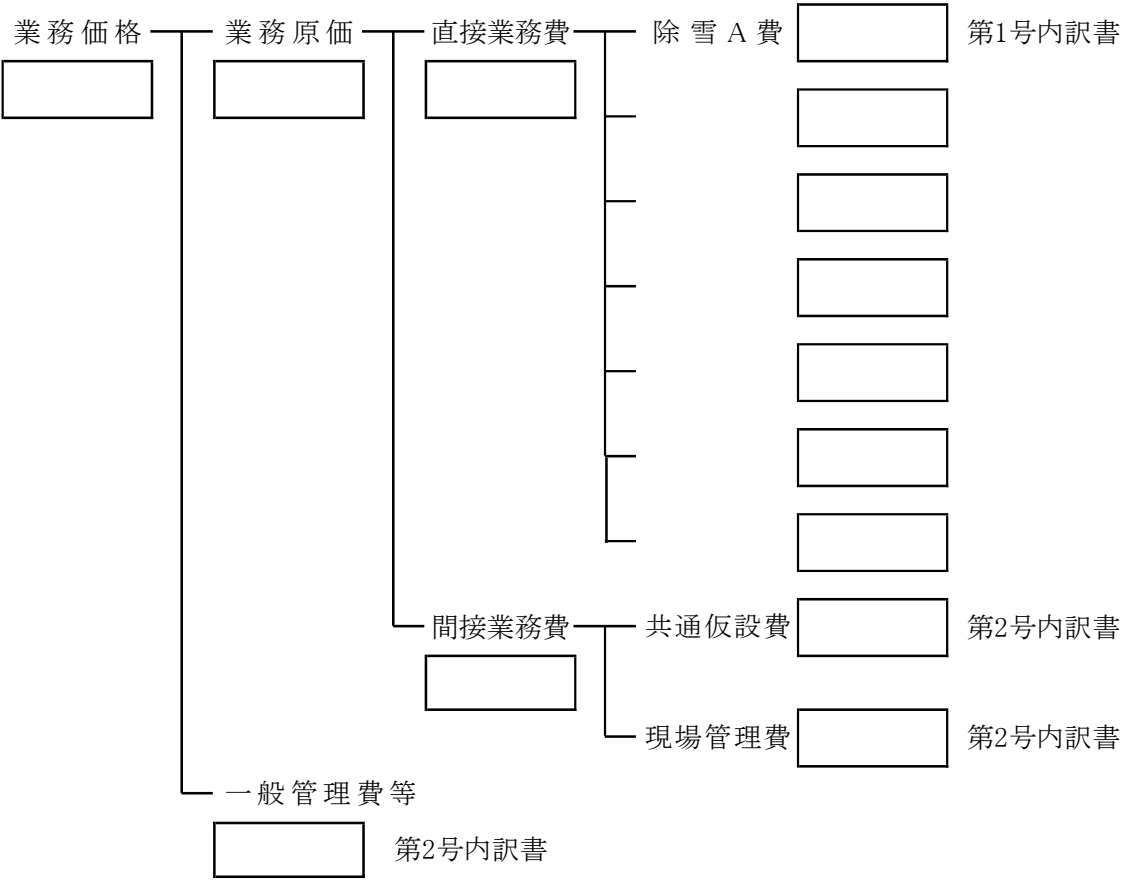
 I地区 (放流口)

業務委託費総括表

(令和5,6,7,8年度共通)

(役務名) 茨戸水再生プラザ構内除雪業務

(一金) 円



業務価格単価算出式	業務予定量	業務価格単価	設計係数
除雪A業務価格単価＝業務価格×除雪A費÷直接業務費÷業務予定量	32回		

第 1 号 直接業務費内訳書

一金 _____ 円

茨戸水再生プラザ構内除雪業務

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
除 雪 A	タイヤショベル 2.1m ³ 可変プラウ	回	32	(1回当たり)		
計						

(委託設計書 様式4-1)

札 幌 市

第 2 号 諸 経 費 内 訳 書

茨戸水再生プラザ構内除雪業務

名 称	積 算 計 算	金 額
共 通 仮 設 費	道路維持 % × 補正係数 0.38 = 共通仮設費率 %	
	共通仮設費 = 直接業務費 × 共通仮設費率	円
	※経費率は、土木工事積算基準(国交省)による。 ※共通仮設費は24項目中9項目適用のため、補正係数は0.38とする。	
現 場 管 理 費	道路維持 % × 補正係数 0.67 = 現場管理費率 %	
	現場管理費 = (直接業務費 + 共通仮設費) × 現場管理費率	円
	※経費率は、土木工事積算基準(国交省)による。 ※現場管理費は24項目中16項目摘要のため、補正係数は0.67とする。	
一 般 管 理 費 等	道路維持 %	
	一般管理費 = 業務原価 × 一般管理費率	円
	※経費率は、土木工事積算基準(国交省)による。	

(委託設計書 様式5)

茨戸水再生プラザ構内除雪業務仕様書

(令和 5, 6, 7, 8 年度共通)

1 業務場所

- (1) 除雪対象下水処理施設の所在地
茨戸水再生プラザ（石狩市花川東1000番地）
- (2) 除雪対象部分
別紙除雪対象部分図の対象箇所とする。

2 業務内容

除雪の業務内容は次のとおりとする。

- (1) 除雪業務
原則として当構内の積雪深が10cmを超えた場合に行うこと。
進入道路及び駐車場は午前8時までに終了すること。
業務時間帯は、事前に担当職員と協議を行うことができる。
その他の除雪については札幌市の指示によること。
ア 除雪A：茨戸水再生プラザ
除雪面積：8,200m²
除雪予定回数：32回

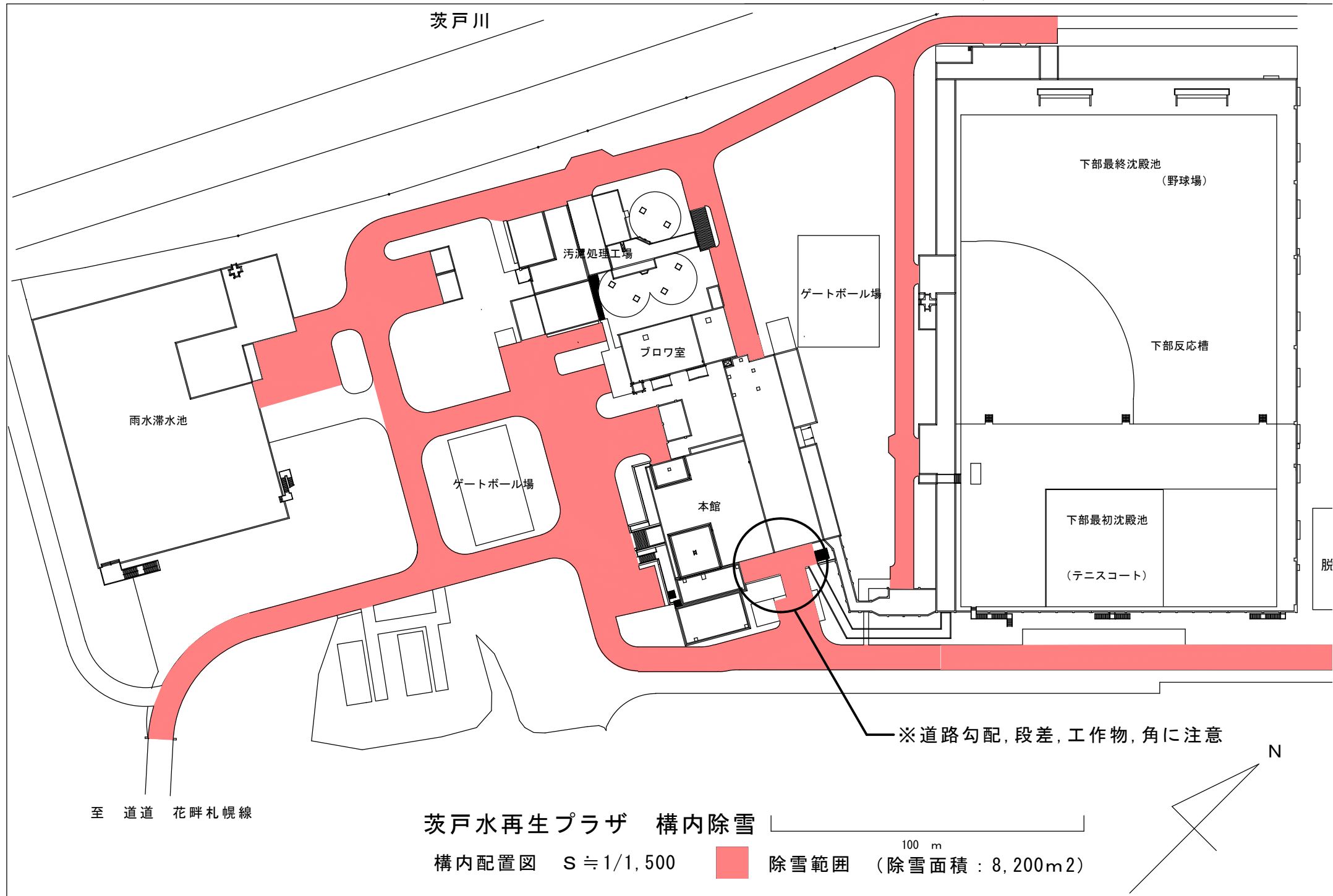
3 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様の品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

4 留意事項

- (1) 除雪作業には次の機種以上のものを使用すること。ただし、あらかじめ委託者と協議を行い、承諾を得た場合は、その他の機種を使用することもできる。
ア 除雪：タイヤショベル2.1m³可変プラウ
イ 歩道除雪：小型ロータリ除雪機12PS
- (2) 業務の遂行に当たっては、本市が管理する施設の運転操作に支障を及ぼすことのないように配慮するとともに、敷地内の障害物、縁石、植木、路面の傾斜・段差等に充分注意して除雪すること。
- (3) 作業の実施により、舗装面や敷地内の設置物等を破損した場合は、直ちに委託者に報告し、原状に復旧すること。
- (4) 除雪作業中は構内歩行者等の保護に当たり、周囲の施設等に充分注意を払うとともに、事故等に対する一切の責任を負うものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、本市担当職員の指示に従うこと。



業務委託費総括表

(令和5,6,7,8年度共通)

(役務名) 茨戸東部中継ポンプ場ほか1施設構内除雪業務

(一金) 円

業務価格	業務原価	直接業務費	除雪 A 費		第1号内訳書
			除雪 B 費		第1号内訳書
		間接業務費	共通仮設費		第2号内訳書
			現場管理費		第2号内訳書
	一般管理費等				
					第2号内訳書

業務価格単価算出式	業務予定量	業務価格単価	設計係数
除雪A業務価格単価＝業務価格×除雪A費÷直接業務費÷業務予定量	25 回		
除雪B業務価格単価＝業務価格×除雪B費÷直接業務費÷業務予定量	20 回		

第 1 号 直接業務費内訳書

一金 _____ 円

茨戸東部中継ポンプ場ほか1施設構内除雪業務

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
除 雪 A	タイヤショベル 2.1m ³ 可変ブラウ	回	25	(1回当たり)		
除 雪 B	タイヤショベル 2.1m ³ 可変ブラウ	回	20	(1回当たり)		
計						

(委託設計書 様式4-1)

札 幌 市

第 2 号 諸 経 費 内 訳 書

茨戸東部中継ポンプ場ほか1施設構内除雪業務

名 称	積 算 計 算	金 額
共 通 仮 設 費	道路維持 % × 補正係数 0.38 = 共通仮設費率 %	
	共通仮設費 = 直接業務費 × 共通仮設費率	円
	※経費率は、土木工事積算基準(国交省)による。 ※共通仮設費は24項目中9項目適用のため、補正係数は0.38とする。	
現 場 管 理 費	道路維持 % × 補正係数 0.67 = 現場管理費率 %	
	現場管理費 = (直接業務費 + 共通仮設費) × 現場管理費率	円
	※経費率は、土木工事積算基準(国交省)による。 ※現場管理費は24項目中16項目摘要のため、補正係数は0.67とする。	
一 般 管 理 費 等	道路維持 %	
	一般管理費 = 業務原価 × 一般管理費率	円
	※経費率は、土木工事積算基準(国交省)による。	

(委託設計書 様式5)

茨戸東部中継ポンプ場ほか 1 施設構内除雪業務仕様書

(令和 5, 6, 7, 8 年度共通)

1 業務場所

(1) 除雪対象下水処理施設の所在地

ア 茨戸東部中継ポンプ場（札幌市東区北丘珠 6 条 4 丁目 1 番 1 号）

イ 東雁来雨水ポンプ場（札幌市東区東雁来 12 条 4 丁目 1 番 1 号）

(2) 除雪対象部分

別紙除雪対象部分図の対象箇所とする。

2 業務内容

除雪の業務内容は次のとおりとする。

(1) 除雪業務

原則として当構内の積雪深が 10cm を超えた場合に行うこと。

進入道路及び駐車場は午前 8 時までに終了すること。

業務時間帯は、事前に担当職員と協議を行うことができる。

その他の除雪については札幌市の指示によること。

ア 除雪 A：茨戸東部中継ポンプ場

除雪面積：1,930m²

除雪予定回数：25 回

イ 除雪 B：東雁来雨水ポンプ場

除雪面積：2,330m²

除雪予定回数：20 回

3 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

(1) 省資源・省エネルギーの推進

(2) 廃棄物の減量及びリサイクル

(3) 環境汚染の危機管理の徹底

(4) 環境関係法令の遵守

(5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転

(6) 業務に係る用品等のグリーン仕様の品（エコマーク商品等）の使用

(7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

4 留意事項

(1) 除雪作業には次の機種以上のものを使用すること。ただし、あらかじめ委託者と協議を行い、承諾を得た場合は、その他の機種を使用することもできる。

ア 除雪：タイヤショベル 2.1m³ 可変プラウ

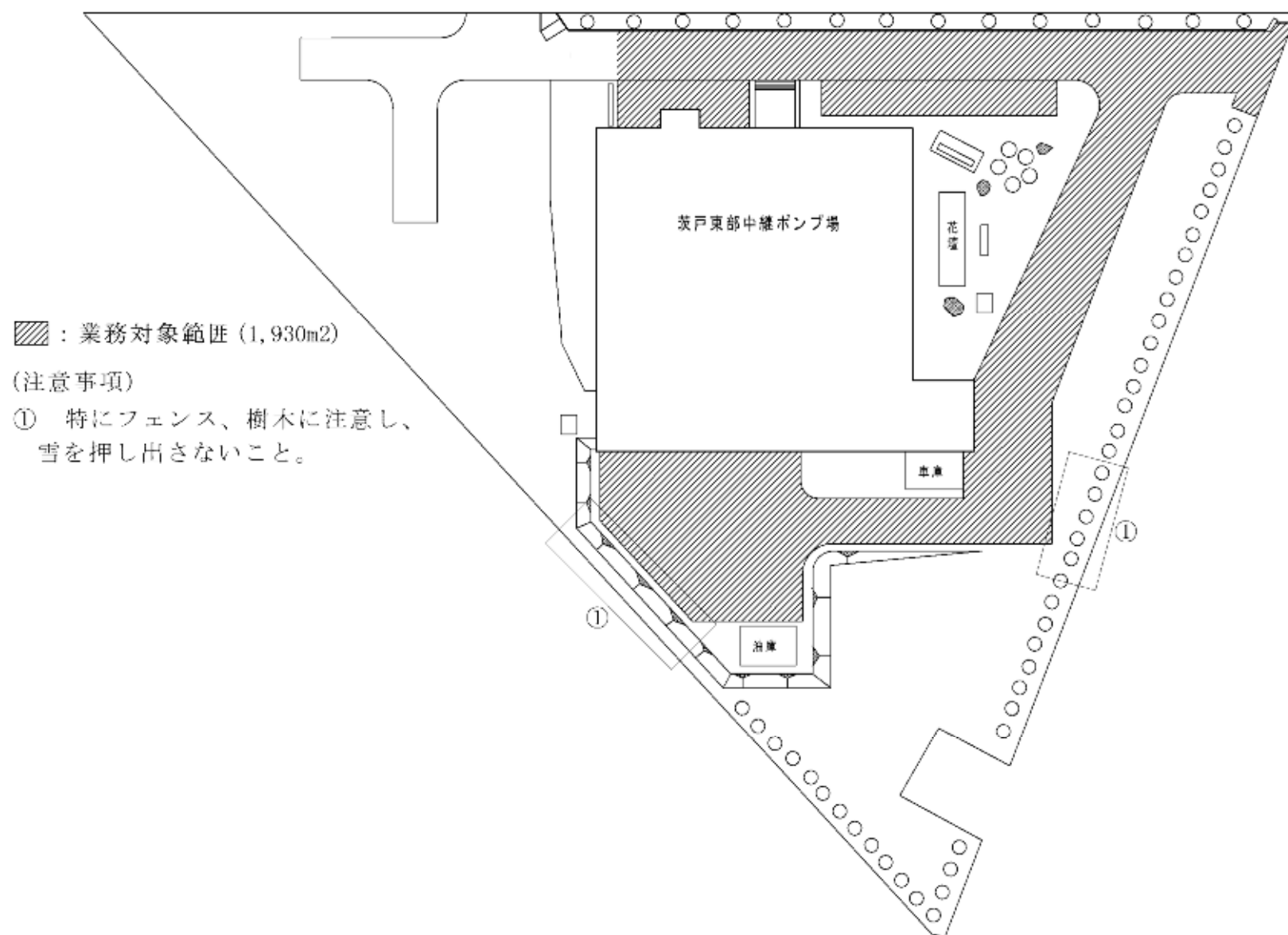
イ 歩道除雪：小型ロータリ除雪機 12PS

(2) 業務の遂行に当たっては、本市が管理する施設の運転操作に支障を及ぼすことのないように配慮するとともに、敷地内の障害物、縁石、植木、路面の傾斜・段差等に充分注意して除雪すること。

(3) 作業の実施により、舗装面や敷地内の設置物等を破損した場合は、直ちに委託者に報告し、原状に復旧すること。

- (4) 除雪作業中は構内歩行者等の保護に当たり、周囲の施設等に充分注意を払うとともに、事故等に対する一切の責任を負うものとする。
- (5) この仕様書に定めのない事項については、本市担当職員の指示に従うこと。

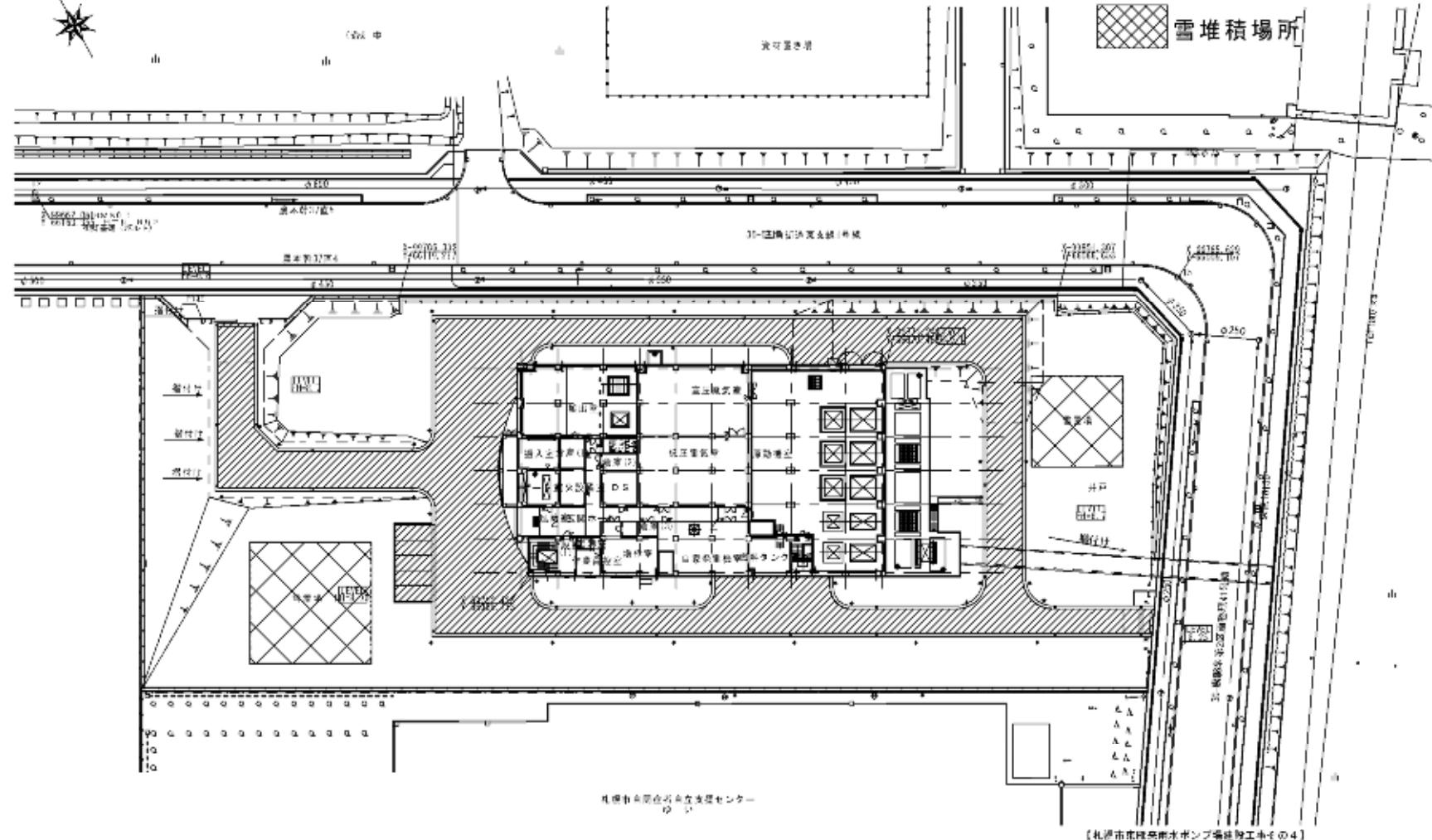
茨戸東部中継ポンプ場除雪対象部分図



東雁来雨水ポンプ場除雪対象部分図

除雪対象範囲 (2,330m²)

雪堆積場所



【札幌市東区東水ポンプ場施設工事④】

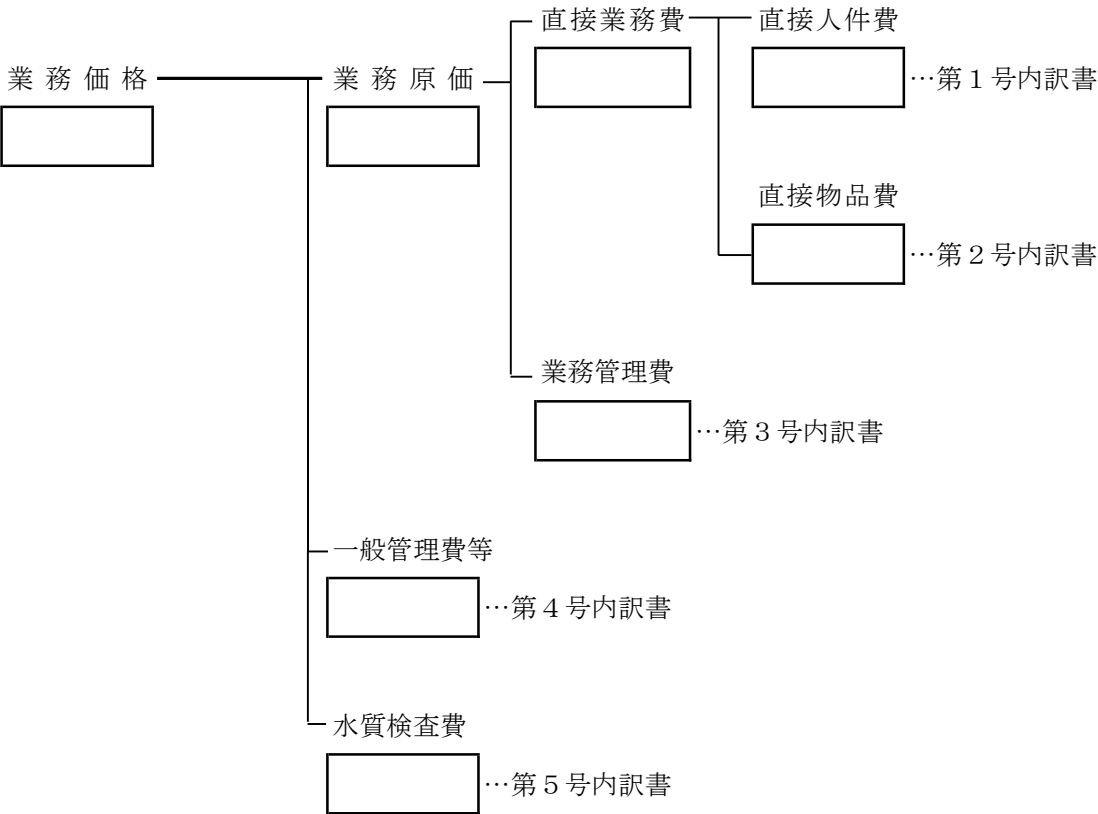
図 名	東雁来雨水ポンプ場
図 名 符	一般配管平面図 S-1/320
設 計 年 月	平成 27年 3月 監 査 課 員 コー ド 2101
設 計 課 員	日本下水道事業団 事業課 設計 係 員
製 図 者	オリジナル設計株式会社 製 図 者 氏 名

業 務 委 託 費 総 括 表

(令和 5, 6, 7, 8 年度共通)

(業務名) 茨戸水再生プラザ飲料用貯水槽清掃業務

(一金) 円



第 1 号 直接人件費 内訳書

一金 円

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
保全技術員		人	0.9			有効容量：6.0m ³
保全技術員補		人	2.6			
計						

第 2 号 直接物品費 内訳書

一金 円

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
物品費	率分	式	1			
計						

第 3 号 業務管理費 内訳書

一金 円

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
管理費	率分	式	1			
計						

第 4 号 一般管理費等 内訳書

一金 円

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
一般管理費等	率分	式	1			
計						

第 5 号 水質検査費 内訳書

一金 円

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水質検査費	5 項目	検体	2			色度、濁度、味、 臭気、残留塩素
計						

名 称	形 質	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要

茨戸水再生プラザ飲料用貯水槽清掃業務仕様書

(令和 5, 6, 7, 8 年度共通)

1 業務場所

茨戸水再生プラザ 石狩市花川東1000番地

2 貯水槽内訳

受水槽 有効容量 6.0m³

3 作業従事者の健康管理

作業従事者は常に健康状態に留意するとともに、水道法第21条および水道法施行規則第16条により、定期的な健康診断（6か月ごとの検便）を受けること。また、健康状態の不良なものは作業に従事しないこと。

4 作業内容

委託業務の実施は以下の手順によること。

- (1) 槽周辺の清掃をすること。
- (2) 槽上部の清掃をすること。
- (3) 水道引込管、揚水管、吹込管及び排水管の弁を必要に応じて開閉すること。
- (4) 揚水ポンプ等で槽内の水を排水すること。
- (5) 槽内をきれいに洗浄し、その際には高圧洗浄機・タワシ等を適切に使用すること。
- (6) 槽内水分等をウェスできれいに拭き取ること。
- (7) 消毒は次亜塩素酸ナトリウム（有効塩素濃度50～100ppm）を噴霧し、必ず30分間以上放置した後、洗浄水で十分に洗浄すること。
- (8) 上記(5)、(6)、(7)を繰り返し、併せて2回行なうこと。
- (9) 消毒に用いた排水は、確実にタンク外へ排除すること。
- (10) 清掃作業完了後は、開閉した弁を元に戻し、必ず確認すること。また、槽のボールタップの位置を確認するなど、水位調整等の装置が適正に機能することを確認すること。
- (11) 水張りを行う際、水道引込管内等の停滞水や管内のもらいさび等が貯水槽内に流入しないようにすること。
- (12) 水張り終了後、各槽出口及び末端給水栓の飲料水について、遊離残留塩素、色度、濁度、味、臭気の5項目について水質試験を行ない、以下の基準を満たしていることを確認すること。基準を満たしていない場合は、その原因を調査し、必要な措置を講ずること。
 - ・遊離残留塩素：0.2ppm以上
 - ・色度：5度以下
 - ・濁度：2度以下
 - ・味：異常でないこと
 - ・臭気：異常でないこと
- (13) 各槽内部について、清掃作業前、清掃作業完了後のそれぞれの写真を撮影すること。

5 注意事項

- (1) 作業衣及び使用器具は、貯水槽の清掃専用のものであること。また、作業に当たっては、作業衣及び使用器具の消毒を行い、作業が衛生的に行われるようにすること。
- (2) 作業は、給水タンクの清掃を先に行なうこと。
- (3) 作業時は、必ず排気ファン及び照明を使用し、事故防止を図ること。
- (4) 消毒に用いる次亜塩素酸ナトリウムは、厚生労働省検定済の法定代用消毒薬医薬品の指定を受けたものを使用すること。

6 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練

業 務 委 託 費 総 括 表

(令和 5, 6, 7, 8 年度共通)

(業務名) 茨戸水再生プラザ飲料用貯水槽水道水検査業務

(一金) 円

業 務 価 格

業 務 原 価

…第 1 号内訳書

諸 経 費

…第 2 号内訳書

分 析 費

…第 3 号内訳書

第 1 号 業務原価 内訳書

一金 円

名 称	積 算 計 算 書	金 額
検体採取費		
1 労務費		
ア 技師	0.1 人 円	
イ 技師補	0.1 人 円	
計 (ア+イ)	円	
2 ライトバン運転費		
ア 損料	円	
イ 燃料費	円	
計 (ア+イ)	円	
合 計	1 + 2 = 円 + 円 = 円	

(委託設計書 様式5)

第 2 号 諸経費 内訳書

一金 円

名 称	積 算 計 算 書	金 額
諸経費	= 円	

茨戸水再生プラザ飲料用貯水槽水道水検査業務仕様書

(令和 5, 6, 7, 8 年度共通)

1 業務目的

受水槽を設置する施設等における管理基準を定めた「札幌市給水設備の構造及び維持管理等に関する指導要綱（平成 7 年 3 月 31 日札幌市衛生局長決裁）」によって、水道水を供給する受水槽のある施設における下記 3 に掲げる項目の検査を行い、管理基準の適合状況を評価する。

2 採水場所（検体数）

石狩市花川東 1000 番地

茨戸水再生プラザ（1 検体）

3 役務内容

上記 2 の受水槽水道水を採取し、次のとおり検査を行い、検査結果をまとめて報告書を作成・提出する。

(1) 検査時期

採水・検査及び報告書の提出は、年度 1 回とし、日程については、発注者等と調整すること。

(2) 検査項目・検査方法

水質基準に関する省令の規定に基づき厚生労働大臣が定める方法（令和 4 年 3 月 31 日厚生労働省告示第 134 号）によって、次の項目を検査する。

- ・化学検査：亜硝酸態窒素、硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素、鉄及びその化合物、塩化物イオン、有機物（全有機炭素（TOC）の量）、pH 値、味、臭気、色度、濁度
- ・細菌検査：一般細菌、大腸菌

4 留意事項

- (1) 報告書は、作業終了後速やかに提出すること。書式・体裁については、提出前に業務発注者の指示を受けること。

5 環境に配慮した業務履行

受託者は、受託業務における環境負荷の低減を推進するため、次の事項について積極的に取り組むこと。

- (1) 省資源・省エネルギーの推進
- (2) 廃棄物の減量及びリサイクル
- (3) 環境汚染の危機管理の徹底
- (4) 環境関係法令の遵守
- (5) 自動車使用時における環境負荷の少ない車両使用及びアイドリングストップなどの環境配慮運転
- (6) 業務に係る用品等のグリーン仕様品（エコマーク商品等）の使用
- (7) 業務従事者に対する上記の内容についての適切な教育と訓練